

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成20年3月5日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課

# 目 次

## (重点事項)

- 1 緊急措置等による事業者の経営基盤の強化について（平成20年4月1日施行）・・・1

### <改正案の概要>

- 1 通所サービスに係る単価の引上げ（資料1）・・・6
- 2 通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和（資料2）・・・18
- 3 居住系サービス利用者が長期に入院・外泊した場合の報酬の加算等（資料3）・・・19
- 4 就労継続支援B型の事業を行う事業者への報酬の加算等（資料4）・・・26
- 5 ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲の拡大（資料5）・・・30
- 6 小規模作業所の法定事業への移行に係る基準の見直し（資料6）・・・35
- 7 その他
- （1）通院介助の範囲の拡大（資料7）・・・36
- （2）行動援護の対象者の拡大（資料8）・・・37
- （3）従たる事業所の設置
- （4）小規模加算の見直し（資料9）・・・38
- （5）新体系事業の報酬体系について（案）（資料10）・・・39
- 2 緊急措置に係る利用者負担の見直しについて（平成20年7月1日施行）（資料11）・・・73

## (連絡事項)

- 1 障害者の就労支援の推進等について・・・75
- 2 障害者の地域生活移行について・・・98
- 3 相談支援体制の充実について・・・108
- 4 訪問サービスについて・・・115
- 5 障害児の療育支援等について・・・116
- 6 障害福祉関係施設の整備について・・・118
- 7 障害福祉サービス事業者への指導監査の徹底等について・・・119
- 8 障害福祉サービス等経営実態調査の実施について・・・126

## 1 緊急措置等による事業者の経営基盤の強化について（平成20年4月1日施行）

昨年末の担当者会議でお示しした「障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置」等による事業者の経営基盤の強化については、省令及び告示の改正（平成20年4月1日施行）を行うこととしているが、その内容については下記のとおりであるので、本改正が円滑に実施されるよう、適切な準備をお願いする。

=====

### <改正案の概要>

#### 1. 通所サービスに係る単価の引上げ

次の通所サービスについて報酬の単価を約4%引き上げる。（詳細別紙）

（対象となる通所サービス）

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧身体障害者通所更生施設、旧身体障害者通所療護施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（通所）、肢体不自由児通園施設

#### 2. 通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和

次の通所サービスについて、定員を超えて利用者を受け入れる場合に報酬が減額されることとなる利用者数の基準を緩和する。

（対象となる通所サービス）

生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧身体障害者通所更生施設、旧身体障害者通所療護施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（通所）、肢体不自由児通園施設

（基準の改正案）

（1）過去3ヶ月間の利用実績

ア. 定員11人以下の場合：

過去3ヶ月間の利用者の延べ数 > (定員+3) × 開所日数

イ. 定員12人以上の場合：

過去3ヶ月間の利用者の延べ数 > (定員×125%) × 開所日数

（2）1日当たりの利用実績

ア. 定員50人以下の場合：

利用者数 > 定員の150%

イ. 定員 51 人以上の場合：

利用者数 > [(定員-50) ×125%] +75

### 3. 居住系サービス利用者が長期に入院・外泊した場合の報酬の加算等

(1) 施設入所支援及び旧法施設支援（通所を除く。）

入院・外泊時加算が算定されない8日を超える分の入院・外泊について、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に報酬を加算する（3か月を限度）。

(2) 障害児施設支援（知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設において行う支援）

入院・外泊時加算が算定できない12日を超える分の入院・外泊について、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に報酬を加算する（3か月を限度）。

(3) 共同生活介護及び共同生活援助

利用者の入院時に支援を行った場合や帰宅時の支援を行った場合に加算を算定しているところであるが、新たに、一定の支援を行った場合に日額の加算を創設する。

○ 長期入院時支援特別加算

◇算定要件

- ・ 1回の入院について、3ヶ月に限り算定する。
- ・ 概ね週1回以上の訪問や一定の支援を行った場合に算定する。

◇報酬単価

(共同生活介護)

- ・ 入院期間が3日以上 122単位/日（経過的ケアホームを除く。）
- ・ 入院期間が3日以上 76単位/日（経過的ケアホームに限る。）

(共同生活援助)

- ・ 入院期間が3日以上 76単位/日

※入院時支援特別加算との選択制とし、併給は不可とする。

○ 長期帰宅時支援加算

◇算定要件

- ・ 1回の帰宅等について、3ヶ月に限り算定する。
- ・ 一定の支援を行った場合に算定する。

◇報酬単価

(共同生活介護)

- ・ 帰宅期間が3日以上 40単位/日（経過的ケアホームを除く。）
- ・ 帰宅期間が3日以上 25単位/日（経過的ケアホームに限る。）

(共同生活援助)

- ・ 帰宅期間が3日以上 25単位/日

※帰宅時支援加算との選択制とし、併給は不可とする。

上記(1)及び(2)については、入院時支援特別加算との選択により算定することとし、併給はできないものとする。また、併せて(1)及び(2)に係る入院時支援特別加算について、1,122単位を算定する入院日数要件を「当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。以下同じ。）の日数の合計が7日以上」から「当該月における入院期間の日数の合計が4日以上」に緩和する等の改正を行う。

上記(3)については、入院時支援特別加算（入院の場合）又は帰宅時支援加算（帰宅の場合）の選択により算定することとし、併給はできないものとする。また、併せて(3)に係る入院時支援特別加算について1,122単位、帰宅時支援加算について374単位を算定する入院等の日数要件を「当該月における入院期間（外泊の初日及び最終日を除く。以下同じ。）の日数の合計が7日以上」から「当該月における入院期間又は外泊期間の日数の合計が7日以上12日未満」（共同生活介護（経過的ケアホームを除く。））、「当該月における入院期間又は外泊期間の日数の合計が17日未満」（共同生活介護（経過的ケアホームのみ）、共同生活援助）とする改正を行う。

#### **4. 就労継続支援B型の事業を行う事業者への報酬の加算等**

##### **(1) 就労継続支援B型サービス費（I）の算定要件の緩和**

特定旧法指定施設における就労継続支援B型サービス費（I）の算定の要件である利用者全体に占める障害基礎年金1級受給者の割合について、「100分の20以上」を「100分の10以上」とする。

##### **(2) 日標工賃達成加算の算定要件の緩和**

就労継続支援B型の事業を行う事業者について、現行の日標工賃達成加算に加え、以下の①から③までのいずれにも該当する場合にも報酬を加算する。

- ① 前年度の平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること
- ② 各都道府県が「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成していること
- ③ 前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること

#### **5. ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲の拡大**

障害程度区分4以上の者で以下の①及び②の要件を満たすものについては、現行の対象者に加え、ケアホームにおいて居宅介護（身体介護に限る。）を利用できることとする（平成21年3月31日までの時限措置）。

- ① ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること
- ② ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要性を認める

こと

※ ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。

また、上記特例を利用する場合の国庫負担基準を定める。

※ 現行の対象者については、現行どおりの取扱いとする。

## **6. 小規模作業所の法定事業への移行に係る基準の見直し**

小規模作業所又は地域活動支援センターが、「都道府県知事が、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域」において障害福祉サービス事業を行う場合に、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る定員要件を20名から10名に緩和する（平成24年3月31日までの時限措置）。

## **7. その他**

### **(1) 通院介助の範囲の拡大**

給付の対象となる移動の範囲について、「公的手続及び相談のために訪れる官公署」まで拡大する。

### **(2) 行動援護の対象者の拡大**

行動援護の対象者に係る要件について、行動援護判定基準「10点以上」を「8点以上」とする。

### **(3) 従たる事業所の設置**

児童デイサービス、障害者支援施設及び地域活動支援センターについて、従たる事業所を設置し、一体的に管理・運営することを可能とする。

### **(4) 小規模加算の見直し**

平成21年3月31日までの時限措置とされている共同生活介護及び共同生活援助に係る小規模事業加算並びに共同生活介護に係る小規模事業夜間支援体制加算の報酬単価について、平成20年度は平成19年度の2分の1とされているものを見直し、平成19年度と同額とする。

また、小規模事業加算について、複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲（個々の共同生活住居間を概ね10分程度で移動できる範囲）にある場合についても、個々の共同生活住居ごとの入居定員により算定することを可能とする。

## **<施行日>**

平成20年4月1日

=====  
**2 緊急措置に係る利用者負担の見直しについて（平成 20 年 7 月 1 日施行）**

緊急措置に係る利用者負担の見直しの内容については、平成 20 年 1 月 17 日の厚生労働関係部局長会議において既にお示ししているところではあるが、平成 20 年 7 月 1 日の施行を予定していることから、政省令改正に係る詳細な内容については、4 月中を目途にお示しすることを予定しているので、あらかじめ御承知おき願いたい。

また、利用者負担の見直しにおいて、「世帯の範囲の見直し」を行うこととしているが、これに関し、主な留意点は以下のとおりであるので御留意いただきたい。

- ① 利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみを対象とする、
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限月額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断する、
- ③ 高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみを対象とする。

# 通所サービスに係る報酬単価(案)

## (平成20年4月以降)

### 【障害者】

- 新体系事業…………… 二 ～ 五頁
- 旧体系事業…………… 六 ～ 九頁

### 【障害児】

- 障害児施設…………… 十 ～ 十一頁



# 通所サービスに係る報酬単価の見直し

## 趣旨

- 1 障害者自立支援法においては、利用者本位のサービス提供を行う観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせて利用することができるよう、サービスの利用実績に応じて報酬を支払う「日額払い方式」としている。
- 2 「日額払い方式」の下、報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、支援等に応じた加算措置を設けるほか、平成20年度までの間、従前の報酬額の9割を保障する激変緩和措置を実施しているところであるが、依然として事業運営に不安を訴える意見もある。

事業者の経営基盤の強化を図る  
更なる措置を実施

## 内容

日額払い方式の影響が大きい通所サービス[障害者、障害児の双方を含む(※)。]について、報酬単価の設定に係る「利用率」を見直すことにより、本体報酬の単価を4.6%引き上げる。

※ 児童デイサービス事業については、支援費制度においても1日あたりの単価により報酬を算定していたことから、今回の利用率の見直しの対象とはならない。

※ 通所による本体報酬のみを対象とするため、自立訓練の中でも宿泊型自立訓練及び訪問型の自立訓練の本体報酬は引き上げの対象としない。

【生活介護】

		現行	新
イ 生活介護サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	( 1,262単位 )	( 1,320単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 1,232単位 )	( 1,288単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 1,177単位 )	( 1,231単位 )
	(4) 定員81人以上	( 1,162単位 )	( 1,215単位 )
ロ 生活介護サービス費(Ⅱ)	(1) 定員40人以下	( 1,119単位 )	( 1,170単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 1,088単位 )	( 1,138単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 1,043単位 )	( 1,090単位 )
	(4) 定員81人以上	( 1,029単位 )	( 1,076単位 )
ハ 生活介護サービス費(Ⅲ)	(1) 定員40人以下	( 955単位 )	( 998単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 924単位 )	( 966単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 891単位 )	( 931単位 )
	(4) 定員81人以上	( 877単位 )	( 917単位 )
ニ 生活介護サービス費(Ⅳ)	(1) 定員40人以下	( 846単位 )	( 884単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 817単位 )	( 854単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 789単位 )	( 825単位 )
	(4) 定員81人以上	( 776単位 )	( 811単位 )
ホ 生活介護サービス費(Ⅴ)	(1) 定員40人以下	( 770単位 )	( 805単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 736単位 )	( 769単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 718単位 )	( 751単位 )
	(4) 定員81人以上	( 704単位 )	( 736単位 )
ヘ 生活介護サービス費(Ⅵ)	(1) 定員40人以下	( 696単位 )	( 728単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 667単位 )	( 697単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 645単位 )	( 674単位 )
	(4) 定員81人以上	( 633単位 )	( 662単位 )
ト 生活介護サービス費(Ⅶ)	(1) 定員40人以下	( 650単位 )	( 679単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 618単位 )	( 646単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 601単位 )	( 628単位 )
	(4) 定員81人以上	( 588単位 )	( 615単位 )
チ 生活介護サービス費(Ⅷ)	(1) 定員40人以下	( 606単位 )	( 633単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 578単位 )	( 604単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 564単位 )	( 589単位 )
	(4) 定員81人以上	( 551単位 )	( 576単位 )
リ 生活介護サービス費(Ⅸ)	(1) 定員40人以下	( 577単位 )	( 603単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 546単位 )	( 571単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 533単位 )	( 557単位 )
	(4) 定員81人以上	( 522単位 )	( 546単位 )
ヌ 生活介護サービス費(Ⅹ)	(1) 定員40人以下	( 547単位 )	( 572単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 515単位 )	( 538単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 510単位 )	( 533単位 )
	(4) 定員81人以上	( 496単位 )	( 518単位 )
ル 生活介護サービス費(Ⅺ)	(1) 定員40人以下	( 502単位 )	( 525単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 473単位 )	( 494単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 460単位 )	( 481単位 )
	(4) 定員81人以上	( 446単位 )	( 466単位 )
ヲ 基準該当生活介護サービス費		( 696単位 )	( 728単位 )

【自立訓練(機能訓練)】

		現行	新
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	( 639単位 )	( 668単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 608単位 )	( 635単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 583単位 )	( 609単位 )
	(4) 定員81人以上	( 547単位 )	( 572単位 )
ハ 基準該当機能訓練サービス費		( 639単位 )	( 668単位 )

【自立訓練(生活訓練)】

		現行	新
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	( 639単位 )	( 668単位 )
	(2) 定員41人以上60人以下	( 608単位 )	( 635単位 )
	(3) 定員61人以上80人以下	( 583単位 )	( 609単位 )
	(4) 定員81人以上	( 547単位 )	( 572単位 )
二 基準該当生活訓練サービス費		( 639単位 )	( 668単位 )

111

【就労移行支援】

		現行	新
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1)定員40人以下	( 736単位 )	( 769単位 )
	(2)定員41人以上60人以下	( 705単位 )	( 737単位 )
	(3)定員61人以上80人以下	( 663単位 )	( 693単位 )
	(4)定員81人以上	( 629単位 )	( 657単位 )

【就労移行支援(養成施設)】

		現行	新
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下	( 456単位 )	( 476単位 )
	(2)定員41人以上60人以下	( 427単位 )	( 446単位 )
	(3)定員61人以上80人以下	( 416単位 )	( 435単位 )
	(4)定員81人以上	( 403単位 )	( 421単位 )

㊦

### 【就労継続支援A型】

	現行	新
イ 定員40人以下	( 460単位 )	( 481単位 )
ロ 定員41人以上60人以下	( 429単位 )	( 448単位 )
ハ 定員61人以上80人以下	( 420単位 )	( 439単位 )
ニ 定員81人以上	( 406単位 )	( 424単位 )

### 【就労継続支援B型】

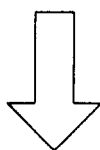
		現行	新
イ 就労継続支援B型 サービス費(Ⅰ)	(1)定員40人以下	( 504単位 )	( 527単位 )
	(2)定員41人以上60人以下	( 473単位 )	( 494単位 )
	(3)定員61人以上80人以下	( 464単位 )	( 485単位 )
	(4)定員81人以上	( 450単位 )	( 470単位 )
ロ 就労継続支援B型 サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下	( 460単位 )	( 481単位 )
	(2)定員41人以上60人以下	( 429単位 )	( 448単位 )
	(3)定員61人以上80人以下	( 420単位 )	( 439単位 )
	(4)定員81人以上	( 406単位 )	( 424単位 )
ハ 基準該当就労継続 支援B型サービス費(注)		( - )	( - )

五

(注) 基準該当就労継続支援B型サービス費の報酬算定式

【現行】

$(保護施設事務費) \div 22 \div 0.945 \div 10) + 23$



【新】

$\{ (保護施設事務費) \div 22 \div 0.945 \div 10) + 23 \} \times 1.046$

【旧身体障害者通所更生施設】

				現行	新		
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	( 403単位 )	( 421単位 )		
			b 区分B	( 394単位 )	( 412単位 )		
			c 区分C	( 384単位 )	( 401単位 )		
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	( 551単位 )	( 576単位 )		
			b 区分B	( 514単位 )	( 537単位 )		
			c 区分C	( 477単位 )	( 498単位 )		
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	( 420単位 )	( 439単位 )			
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	( 403単位 )	( 421単位 )
					b 区分B	( 394単位 )	( 412単位 )
c 区分C	( 384単位 )				( 401単位 )		
(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A			( 551単位 )	( 576単位 )		
	b 区分B			( 514単位 )	( 537単位 )		
	c 区分C			( 477単位 )	( 498単位 )		
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	( 420単位 )			( 439単位 )			

【旧身体障害者通所療護施設】

				現行	新
ロ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A	( 738単位 )	( 771単位 )
			b 区分B	( 715単位 )	( 747単位 )
			c 区分C	( 692単位 )	( 723単位 )
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A	( 1,226単位 )	( 1,282単位 )
			b 区分B	( 1,216単位 )	( 1,271単位 )
			c 区分C	( 1,207単位 )	( 1,262単位 )
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A	( 871単位 )	( 911単位 )
			b 区分B	( 866単位 )	( 905単位 )
			c 区分C	( 861単位 )	( 900単位 )
		(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A	( 939単位 )	( 982単位 )
			(二)区分B	( 865単位 )	( 904単位 )
			(三)区分C	( 791単位 )	( 827単位 )
		(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	( 420単位 )	( 439単位 )	

水

【旧身体障害者通所授産施設】

				現行	新			
イ 旧指定 特定身体 障害者入 所授産施 設	(2)通所に よる指定 施旧法設 支援を行 う場合	(一)身体障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A	( 403単位 )	( 421単位 )		
				ii 区分B	( 394単位 )	( 412単位 )		
				iii 区分C	( 384単位 )	( 401単位 )		
			b 分場において行う場合	i 区分A	( 514単位 )	( 537単位 )		
				ii 区分B	( 475単位 )	( 496単位 )		
				iii 区分C	( 436単位 )	( 456単位 )		
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	( 551単位 )	( 576単位 )			
			b 区分B	( 514単位 )	( 537単位 )			
			c 区分C	( 477単位 )	( 498単位 )			
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				( 420単位 )	( 439単位 )	
		ロ 旧指定 特定身体 障害者通 所授産施 設	(1)(2)以 外の場合	(一)身体障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	( 693単位 )	( 724単位 )
						ii 区分B	( 656単位 )	( 686単位 )
iii 区分C	( 579単位 )					( 605単位 )		
b 定員21人以上40人以下	i 区分A				( 543単位 )	( 567単位 )		
	ii 区分B				( 519単位 )	( 542単位 )		
	iii 区分C				( 494単位 )	( 516単位 )		
c 定員41人以上60人以下	i 区分A				( 433単位 )	( 452単位 )		
	ii 区分B				( 418単位 )	( 437単位 )		
	iii 区分C				( 387単位 )	( 404単位 )		
d 定員61人以上	i 区分A				( 373単位 )	( 390単位 )		
	ii 区分B				( 362単位 )	( 378単位 )		
	iii 区分C				( 340単位 )	( 355単位 )		
(二)知的障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a 定員20人				i 区分A	( 939単位 )	( 982単位 )	
					ii 区分B	( 865単位 )	( 904単位 )	
					iii 区分C	( 791単位 )	( 827単位 )	
	b 定員21人以上40人以下				i 区分A	( 727単位 )	( 760単位 )	
					ii 区分B	( 677単位 )	( 708単位 )	
					iii 区分C	( 628単位 )	( 656単位 )	
	c 定員41人以上60人以下			i 区分A	( 601単位 )	( 628単位 )		
				ii 区分B	( 571単位 )	( 597単位 )		
				iii 区分C	( 542単位 )	( 566単位 )		
	d 定員61人以上			i 区分A	( 508単位 )	( 531単位 )		
				ii 区分B	( 487単位 )	( 509単位 )		
				iii 区分C	( 466単位 )	( 487単位 )		
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				( 420単位 )	( 439単位 )			
(2)分場 において行 う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			a 区分A	( 514単位 )	( 537単位 )		
				b 区分B	( 475単位 )	( 496単位 )		
				c 区分C	( 436単位 )	( 456単位 )		
	(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			a 区分A	( 551単位 )	( 576単位 )		
				b 区分B	( 514単位 )	( 537単位 )		
				c 区分C	( 477単位 )	( 498単位 )		
	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				( 420単位 )	( 439単位 )		

【旧知的障害者通所更生施設】

		現行	新			
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A ( 551単位 ) ( 576単位 )			
			b 区分B ( 514単位 ) ( 537単位 )			
			c 区分C ( 477単位 ) ( 498単位 )			
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A ( 403単位 ) ( 421単位 )			
			b 区分B ( 394単位 ) ( 412単位 )			
			c 区分C ( 384単位 ) ( 401単位 )			
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		( 420単位 ) ( 439単位 )		
		ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A ( 899単位 ) ( 940単位 )
						ii 区分B ( 827単位 ) ( 865単位 )
	iii 区分C ( 719単位 ) ( 752単位 )					
b 定員21人以上40人以下	i 区分A ( 700単位 ) ( 732単位 )					
	ii 区分B ( 652単位 ) ( 681単位 )					
	iii 区分C ( 555単位 ) ( 580単位 )					
c 定員41人以上60人以下	i 区分A ( 585単位 ) ( 611単位 )					
	ii 区分B ( 557単位 ) ( 582単位 )					
	iii 区分C ( 499単位 ) ( 521単位 )					
d 定員61人以上	i 区分A ( 497単位 ) ( 519単位 )					
	ii 区分B ( 476単位 ) ( 497単位 )					
	iii 区分C ( 435単位 ) ( 455単位 )					
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A ( 693単位 ) ( 724単位 )		
				ii 区分B ( 656単位 ) ( 686単位 )		
				iii 区分C ( 579単位 ) ( 605単位 )		
	b 定員21人以上40人以下			i 区分A ( 543単位 ) ( 567単位 )		
				ii 区分B ( 519単位 ) ( 542単位 )		
				iii 区分C ( 494単位 ) ( 516単位 )		
	c 定員41人以上60人以下			i 区分A ( 433単位 ) ( 452単位 )		
				ii 区分B ( 418単位 ) ( 437単位 )		
				iii 区分C ( 387単位 ) ( 404単位 )		
	d 定員61人以上			i 区分A ( 373単位 ) ( 390単位 )		
				ii 区分B ( 362単位 ) ( 378単位 )		
				iii 区分C ( 340単位 ) ( 355単位 )		
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				( 420単位 ) ( 439単位 )		
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			a 区分A ( 551単位 ) ( 576単位 )		
				b 区分B ( 514単位 ) ( 537単位 )		
				c 区分C ( 477単位 ) ( 498単位 )		
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			a 区分A ( 514単位 ) ( 537単位 )		
				b 区分B ( 475単位 ) ( 496単位 )		
				c 区分C ( 436単位 ) ( 456単位 )		
	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			( 420単位 ) ( 439単位 )		

八



【旧知的障害者通所授産施設】

			現行	新		
イ 旧指定 特定知的 障害者入 所授産施 設	(2)通所に よる指定 旧法施設 支援を行う 場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	( 551単位 )	( 576単位 )	
			b 区分B	( 514単位 )	( 537単位 )	
			c 区分C	( 477単位 )	( 498単位 )	
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A	( 403単位 )	( 421単位 )
				ii 区分B	( 394単位 )	( 412単位 )
				iii 区分C	( 384単位 )	( 401単位 )
			b 分場において行う場合	i 区分A	( 514単位 )	( 537単位 )
				ii 区分B	( 475単位 )	( 496単位 )
				iii 区分C	( 436単位 )	( 456単位 )
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			( 420単位 )	( 439単位 )
ロ 旧指定 特定知的 障害者通 所授産施 設	(1)(2)以 外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	( 939単位 )	( 982単位 )
				ii 区分B	( 865単位 )	( 904単位 )
				iii 区分C	( 791単位 )	( 827単位 )
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	( 727単位 )	( 760単位 )
				ii 区分B	( 677単位 )	( 708単位 )
				iii 区分C	( 628単位 )	( 656単位 )
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	( 601単位 )	( 628単位 )
				ii 区分B	( 571単位 )	( 597単位 )
				iii 区分C	( 542単位 )	( 566単位 )
			d 定員61人以上	i 区分A	( 508単位 )	( 531単位 )
				ii 区分B	( 487単位 )	( 509単位 )
				iii 区分C	( 466単位 )	( 487単位 )
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	( 693単位 )	( 724単位 )
				ii 区分B	( 656単位 )	( 686単位 )
				iii 区分C	( 579単位 )	( 605単位 )
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	( 543単位 )	( 567単位 )
				ii 区分B	( 519単位 )	( 542単位 )
				iii 区分C	( 494単位 )	( 516単位 )
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	( 433単位 )	( 452単位 )
				ii 区分B	( 418単位 )	( 437単位 )
				iii 区分C	( 387単位 )	( 404単位 )
			d 定員61人以上	i 区分A	( 373単位 )	( 390単位 )
				ii 区分B	( 362単位 )	( 378単位 )
				iii 区分C	( 340単位 )	( 355単位 )
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			( 420単位 )	( 439単位 )
		(2)分場 において行 う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	( 551単位 )	( 576単位 )
				b 区分B	( 514単位 )	( 537単位 )
c 区分C	( 477単位 )			( 498単位 )		
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A		( 514単位 )	( 537単位 )		
	b 区分B		( 475単位 )	( 496単位 )		
	c 区分C		( 436単位 )	( 456単位 )		
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			( 420単位 )	( 439単位 )		

## 【知的障害児通園施設】

		現行	新
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
肢体不自由児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
幼児加算（知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

+

## 【難聴幼児通園施設】

		現行	新
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
肢体不自由児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
幼児加算（知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

【肢体不自由児施設（通所）】

		現行	新
肢体不自由児の場合		( 303単位 )	( 316単位 )
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	( 634単位 )	( 663単位 )
	(2) 定員31人以上40人以	( 581単位 )	( 607単位 )
	(3) 定員41人以上50人以	( 526単位 )	( 550単位 )
	(4) 定員51人以上60人以	( 475単位 )	( 496単位 )
	(5) 定員61人以上70人以	( 456単位 )	( 476単位 )
	(6) 定員71人以上80人以	( 437単位 )	( 457単位 )
	(7) 定員81人以上	( 417単位 )	( 436単位 )
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	( 975単位 )	( 1,019単位 )
	(2) 定員31人以上40人以	( 896単位 )	( 937単位 )
	(3) 定員41人以上	( 817単位 )	( 854単位 )
幼児加算（知的障害児の場合のみ対象）		( 253単位 )	( 264単位 )

【肢体不自由児通園施設】

		現行	新
肢体不自由児の場合		( 303単位 )	( 316単位 )
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	( 634単位 )	( 663単位 )
	(2) 定員31人以上40人以	( 581単位 )	( 607単位 )
	(3) 定員41人以上50人以	( 526単位 )	( 550単位 )
	(4) 定員51人以上60人以	( 475単位 )	( 496単位 )
	(5) 定員61人以上70人以	( 456単位 )	( 476単位 )
	(6) 定員71人以上80人以	( 437単位 )	( 457単位 )
	(7) 定員81人以上	( 417単位 )	( 436単位 )
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	( 975単位 )	( 1,019単位 )
	(2) 定員31人以上40人以	( 896単位 )	( 937単位 )
	(3) 定員41人以上	( 817単位 )	( 854単位 )
幼児加算（知的障害児の場合のみ対象）		( 253単位 )	( 264単位 )

+

# 通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化

◎ 次のいずれかに該当するまでは、定員を超えて受け入れることを可能とする（定員超過利用減算を行わない）。

## (1) 過去3ヶ月間の利用実績による取扱い

過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超えること

※ ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超えること

## (2) 1日当たりの利用実績による取扱い

① 定員50人以下の場合：定員の150%を超えること

② 定員51人以上の場合：定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数を超えること

※ 定員超過利用を120%から150%に緩和することにより、全ての施設において毎日3人以上の定員を超えた受入が可能となることから、1日当たりの利用者数については、小規模施設に対する特例措置は設けない。

# 入院・外泊時支援の拡充について

## 居住系サービスに係る入院・外泊時支援の拡充

- 居住系サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に障害福祉サービス費用等を支払う措置について、更に拡充する。

### (1) 施設入所支援・旧法施設支援(通所を除く。)

入院・外泊時加算が算定できる8日を超える入院・外泊について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定することができる仕組みとする。

### (2) 障害児施設支援(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設に限る。)

入院・外泊時加算が算定できる12日を超える入院・外泊について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定することができる仕組みとする。

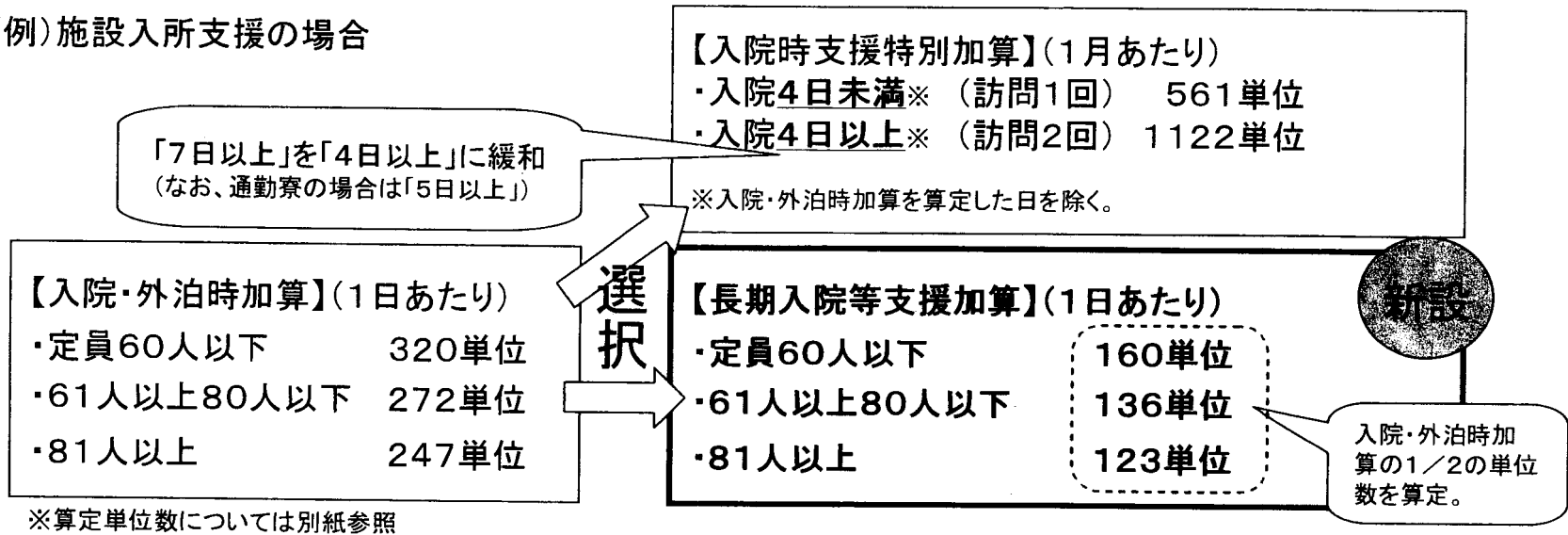
### (3) 共同生活介護・共同生活援助

利用者の入院時や帰宅時の支援を行った場合に、新たに日額の加算をすることができる仕組みとする。

## 入所施設における入院時の支援について

- 現行の入院・外泊時加算が算定できる8日(障害児施設支援については12日)を超える入院等について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定する。

(例)施設入所支援の場合



### 【算定要件】

- 1回の入院等について、3か月に限り算定する。
- 一定の支援を行った場合に算定できることとする。
- 1月及び1回の入院中については、入院時支援特別加算との併給はできないこととする。
- 入院だけでなく、外泊も対象とする。

## 長期入院等支援加算(新加算)の単位数について

- 長期入院等支援加算の単位数は、入院・外泊時加算の1/2の単位数とし、施設ごとに次のように設定する。
- ただし、通勤寮は元々単価が低いので、入院・外泊時加算と同じ単位数とする。

	定員	入院・外泊時 加算の単位数	新加算の単位数 ※入院・外泊時加算の 1/2
障害者支援施設	~60	320	160
	61~80	272	136
	81~	247	123
身体障害者更生施設 (内部障害者更生施設以外)	~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	276	138
	91~	238	119
(内部障害者更生施設)	~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	280	140
	91~	244	122
身体障害者療護施設	10	320	160
	11~20	320	160
	30~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	314	157
	91~	282	141
身体障害者授産施設	~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	274	137
	91~	229	114
知的障害者入所更生施設	10	320	160
	11~20	320	160
	30~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	288	144
	91~	252	126
知的障害者入所授産施設	~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	283	141
	91~	246	123
知的障害児施設等 (知的障害児施設、第二種自閉症児 施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体 不自由児療護施設)	~60	320	160
	61~90	288	144
	91~	252	126
知的障害者通勤寮		122	122



## グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時等の支援について

○ グループホーム・ケアホームについて、利用者の入院時に支援を行った場合や帰宅時の支援を行った場合に加算を算定しているところであるが、新たに、一定の支援を行った場合に日額の加算を創設する。(現行の加算との選択とし併給不可)

### 【入院時の取扱い】

【入院時支援特別加算】(1月あたり)  
 ・入院期間3日～6日 561単位  
 ・入院期間7日以上 1122単位



#### 【入院時支援特別加算】(1月あたり)

- ・入院期間3日～6日 561単位
- ・入院期間7日～11日 1122単位(※1)
- ・入院期間7日～16日 1122単位(※2)

(※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む。)

#### 【長期入院時支援特別加算】(1日あたり)

- ・入院期間3日以上(訪問:概ね週1回)

ケアホーム 122単位  
 グループホーム 76単位(※)  
 (※)経過的ケアホームは76単位

いずれかを選択

### 【帰宅時の取扱い】

【帰宅時支援加算】(1月あたり)  
 ・帰宅期間3日～6日 187単位  
 ・帰宅期間7日以上 374単位



#### 【帰宅時支援加算】(1月あたり)

- ・帰宅期間3日～6日 187単位
- ・帰宅期間7日～11日 374単位(※1)
- ・帰宅期間7日～16日 374単位(※2)

(※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

#### 【長期帰宅時支援加算】(1日あたり)

・帰宅期間3日以上  
 ケアホーム 40単位  
 グループホーム 25単位(※)  
 (※)経過的ケアホームは25単位

いずれかを選択

# グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時等に係る加算の算定要件について

## 入院時支援特別加算

従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・入院期間 3日～6日(訪問1回以上) 561単位
- ・入院期間 7日以上(訪問2回以上) 1122単位

## 入院時支援特別加算

従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算。(月1回算定)

- 入院期間 3日～6日(訪問:1回以上) 561単位
  - 入院期間 7日～11日(訪問:2回以上) 1122単位(※1)
  - 入院期間 7日～16日(訪問:2回以上) 1122単位(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む。)

## 長期入院時支援特別加算(新設)

従業者が病院又は診療所を訪問し、長期入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算。

- ・入院期間 3日以上(訪問:概ね週1回上)122単位/日(※1)
  - ・入院期間 3日以上(訪問:概ね週1回上) 76単位/日(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

いずれかを選択

## 帰宅時支援加算

家族等の居宅において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・外泊期間 3日～6日 187単位
- ・外泊期間 7日以上 374単位

## 帰宅時支援加算

家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・外泊期間 3日～6日 187単位
  - ・外泊期間 7日～11日 374単位(※1)
  - ・外泊期間 7日～16日 374単位(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

## 長期帰宅時支援加算(新設)

家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算

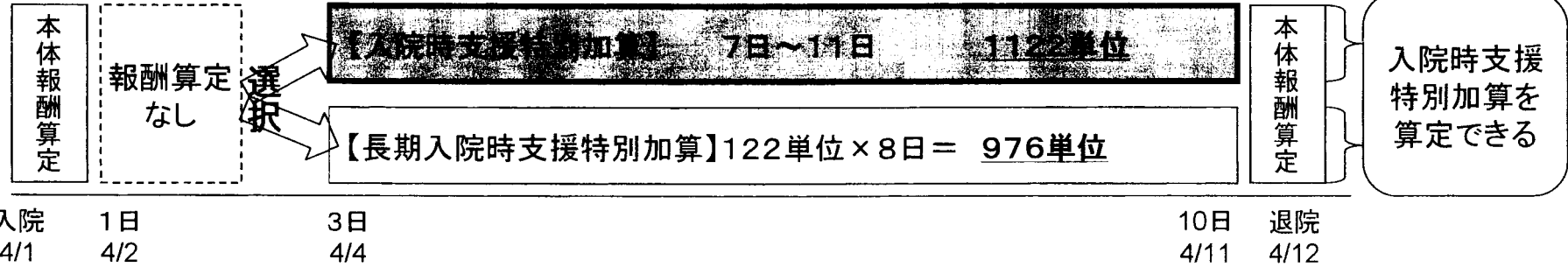
- ・外泊期間 3日以上 40単位/日(※1)
  - ・外泊期間 3日以上 25単位/日(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

いずれかを選択

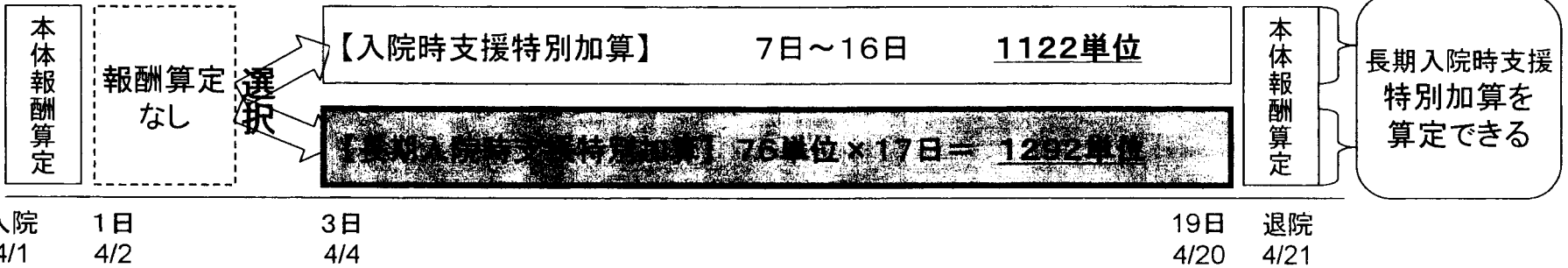
# グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時に係る加算の算定(例)

帰宅時支援加算の算定方法は、入院時支援特別加算の算定方法と同じ

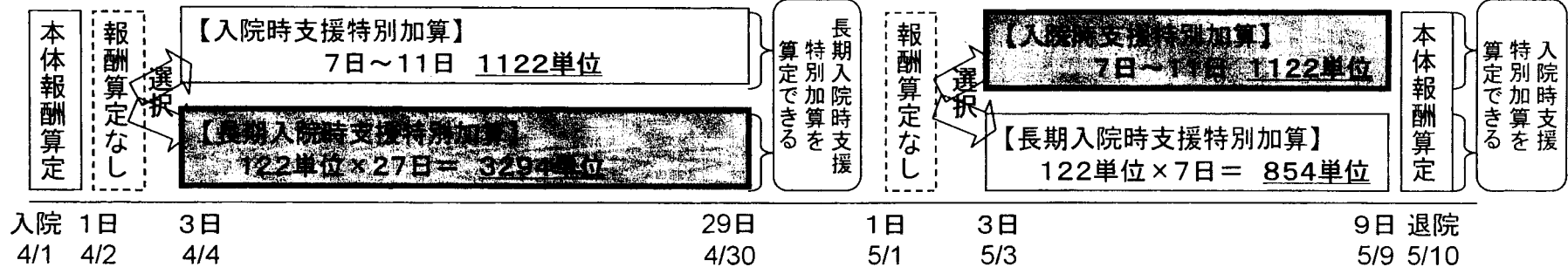
## 【入院期間が4月1日から12日の場合(ケアホーム)】



## 【入院期間が4月1日から21日の場合(グループホーム)】



## 【入院期間が4月1日から5月10日の場合(ケアホーム)】



(注)入院日数は連続している必要はない

# 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) の算定要件の緩和

特定旧法指定施設を利用していた重度障害者について、新体系移行後、利用者にとってふさわしい支援サービスに移行するまでの間、就労継続支援B型事業所での受入を継続するため、現行の就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)の算定要件を緩和する。

## 現行の算定要件

就労継続支援B型事業において

- ①利用者のうち障害基礎年金1級受給者が100分の50以上であること。  
(平成21年度3月31日までの間、特定旧法指定施設にあつては**100分の20以上**)
- ②職業指導員及び生活指導員の配置が7.5:1以上であること。



## 改正後の算定要件

就労継続支援B型事業において

- ①利用者のうち障害基礎年金1級受給者が100分の50以上であること。  
(平成21年度3月31日までの間、特定旧法指定施設にあつては**100分の10以上**)
- ②職業指導員及び生活指導員の配置が7.5:1以上であること。

【参考】就労継続支援B型報酬(1日あたり)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

(1) 利用定員が40人以下	527単位	(1) 利用定員が40人以下	481単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	494単位	(2) 利用定員が41人以上60人以下	448単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	485単位	(3) 利用定員が61人以上80人以下	439単位
(4) 利用定員が81人以上	470単位	(4) 利用定員が81人以上	424単位

# 目標工賃達成加算の算定要件の緩和

「工賃倍増5か年計画」を積極的に推進するため、目標工賃達成加算が、工賃水準の引上げにより一層有効なものとなるよう、新たに「目標工賃達成加算(Ⅱ)」を設ける。

1. 対象事業所 就労継続支援B型事業所

## 2. 算定要件

- ①前年度に、当該事業所の利用者に対して支払った工賃の平均額が、次のいずれにも該当すること。  
 ア 前々年度の平均工賃額を超えていること。  
 イ 当該年度における各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること。
- ②当該事業所が、各都道府県において取り組む「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する各事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成(予定を含む)していること。

### 【現行】

	目標工賃達成加算
加算報酬	26単位
算定要件	「前年度平均工賃」>「前々年度平均工賃」
	前年度平均工賃が最低賃金の1/3以上
	「前年度平均工賃」>「事業所が設定した工賃の目標額」



### 【改正後】

	目標工賃達成加算(Ⅰ)	目標工賃達成加算(Ⅱ)
	26単位	10単位
算定要件	「前年度平均工賃」>「前々年度平均工賃」	
	前年度平均工賃が最低賃金の1/3以上	前年度平均工賃が各都道府県事業種別平均工賃の80%以上
	「前年度平均工賃」>「事業所が設定した工賃の目標額」	「工賃倍増5か年計画」への積極的参加及び「工賃引上げ計画」の作成(予定を含む)

# 目標工賃達成加算の基準額算出 の変更について（案）

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月1日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において定める「目標工賃達成加算の要件」について、以下のように変更する。

## 【現 行】

### 目標工賃達成加算の要件

- ア 前年度の調整後の工賃実績(※1)が目標工賃以上であること。
- イ 原則として、前年度の調整後の工賃実績が前々年度の調整後の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合(※2)を除く)。
- ウ 前年度の調整後の工賃実績が地域の最低賃金の3分の1(※3)以上であること。

### ※1 調整後の工賃実績

- (i)新規利用者については、利用開始から1年に達するまでの間、工賃実績から除外することを可能とする。
- (ii)月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の8割の就労継続支援B型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が10%以上上昇した場合等著しい変動が合った場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しないこととする。

### ※3(i)時給の場合

調整後の工賃実績が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1(円未満四捨五入)以上

### (ii)日給の場合

調整後の日給工賃実績を5(時間)で除して得た額が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上(1日当たりの利用時間が3時間以下の者の工賃は、工賃実績から除外する。)

### (iii)月給の場合

調整後の月給工賃実績を110(5時間×22日)で除して得た額が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上



## 【改正案】

### 目標工賃達成加算(Ⅰ)の要件

- ア 前年度の工賃実績(※1)が目標工賃以上であること。
- イ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合(※2)を除く)。
- ウ 前年度の工賃実績が地域の最低賃金の3分の1(※3)以上であること。

### 目標工賃達成加算(Ⅱ)の要件

- ア 「工賃倍増5か年計画」への積極的参加及び「工賃引上げ計画」の作成(予定を含む)。
- イ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合を除く)。
- ウ 前年度の工賃実績が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額以上であること。

### ※1 前年度の工賃実績

- (i) 前年度の工賃実績に基づくものとする。
- (ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の8割の就労継続支援B型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が10%以上上昇した場合等著しい変動が合った場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しないこととする。

### ※3 (i) 時給の場合

前年度の工賃実績が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1(円未満四捨五入)以上

### (ii) 日給の場合

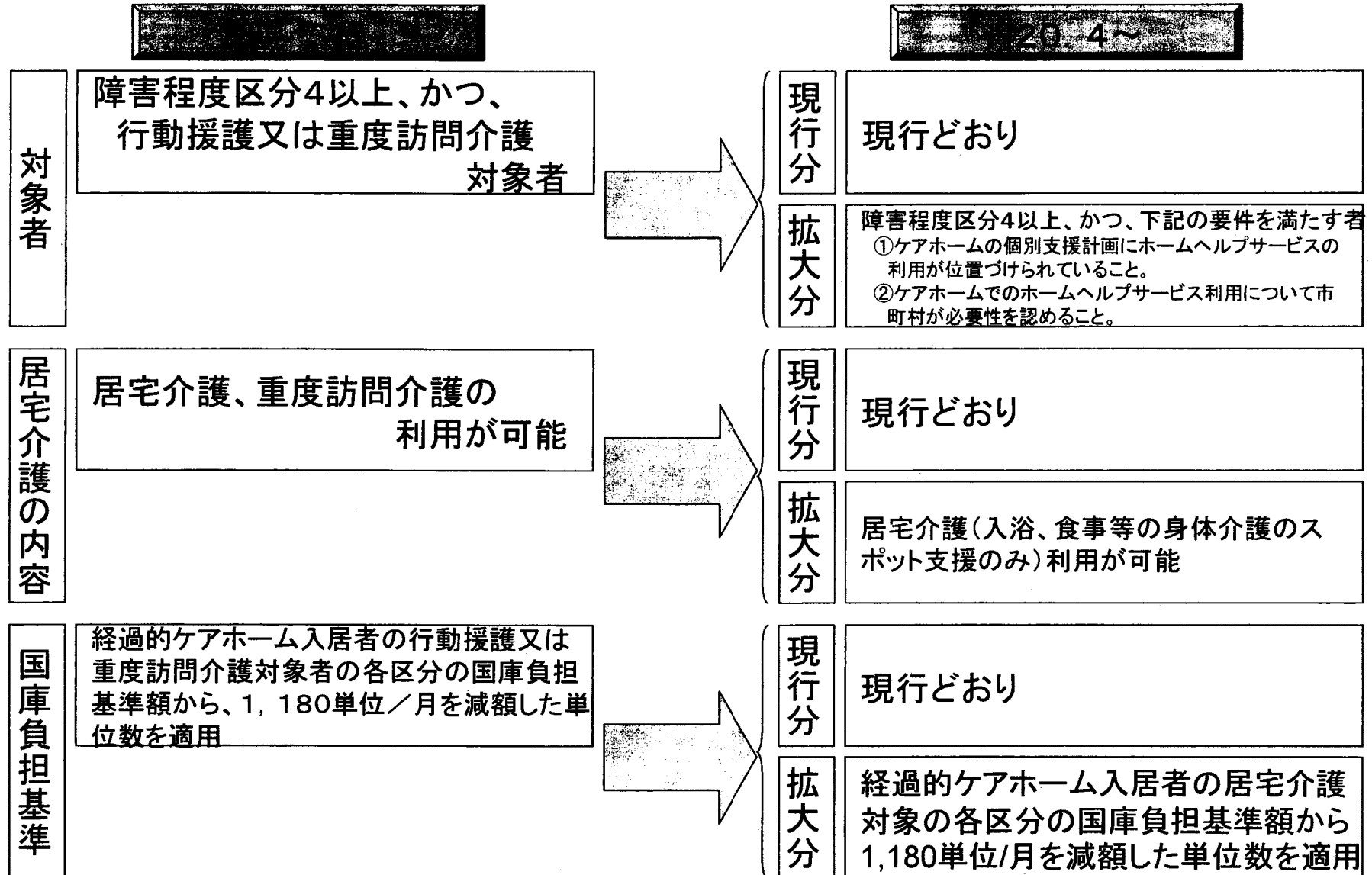
各事業所の前年度の工賃実績(時給)が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上

### (iii) 月給の場合

(ii)に同じ

## ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者の拡大について

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者について、これまで障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者としていたものを、障害程度区分4以上、かつ、一定の要件を満たす者に対象者を拡大する。





## ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者の拡大について(運用方法)

### 現行の対象者

#### 【対象者】

障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者

#### 【ケアホームの報酬及び加算】

- ・報酬については、障害程度区分(区分4～区分6)にかかわらず、区分2(210単位/日)の報酬単価を適用
  - ・加算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算、夜間支援体制加算、小規模事業夜間支援体制加算は適用
- (※)平成20年4月に新設される長期帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算は適用

#### 【ケアホームの人員配置基準】

- ・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者については、生活支援員の配置基準の適用外とする。
- ・サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務づける。

#### 【国庫負担基準】

- ・現行の経過的ケアホーム入居者の行動援護又は重度訪問介護対象者の各区分(区分4～区分6)の国庫負担基準額から、1,180単位/月を減額した単位数を適用
- ※障害程度区分2のケアホームの報酬額と国庫負担基準額が重複する部分について、国庫負担基準額を減額

#### 【期間】

平成19年4月1日から平成21年3月31日までの時限措置

上記の対象者に加え、一定要件を満たした者に、個人単位でのホームヘルプサービス(身体介護のみ)利用を認める。

## 今回の対象者の拡大

- 障害程度区分4以上の者のうち、入浴、食事の介護等、一時的に身体介護の個別支援が必要となる者に対して、下記の要件により、居宅介護(身体介護のスポット支援のみ)の利用を可能とする。

### 【対象者】

・障害程度区分4以上、かつ、下記の要件を満たす者

①ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。

②ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要性を認めること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。

### 【ケアホームの報酬及び加算】

・報酬については、障害程度区分(区分4～区分6)にかかわらず、区分2(210単位/日)の報酬単価を適用

・加算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、夜間支援体制加算、小規模事業夜間支援体制加算は適用

### 【ケアホームの人員配置基準】

- ・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者については、生活支援員の配置基準の適用外とする。
- ・サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務づける。

### 【国庫負担基準】

・現行の経過的ケアホーム入居者の居宅介護対象者の各区分(区分4～区分6)の国庫負担基準額から、1,180単位/月を減額した単位数を適用

※障害程度区分2のケアホームの報酬額と国庫負担基準額が重複する部分について、国庫負担基準額を減額

### 【期間】

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの時限措置

※現行の対象者については、現行どおりの取り扱いとする。

# ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプを利用する場合の 人員配置と評価の仕組み(対象者の拡大分)

○ 障害程度区分4以上、かつ、一定の要件を満たす者(※)については、下記のいずれかの報酬を選択できるものとする。

- ① 障害程度区分に応じたケアホームの単価(区分4:300単位/日、区分5:353単位/日、区分6:444単位/日)
- ② 当該ケアホームの単価(210単位/日) + 外部からのホームヘルプ利用(ホームヘルプとして支給決定を受ける。)

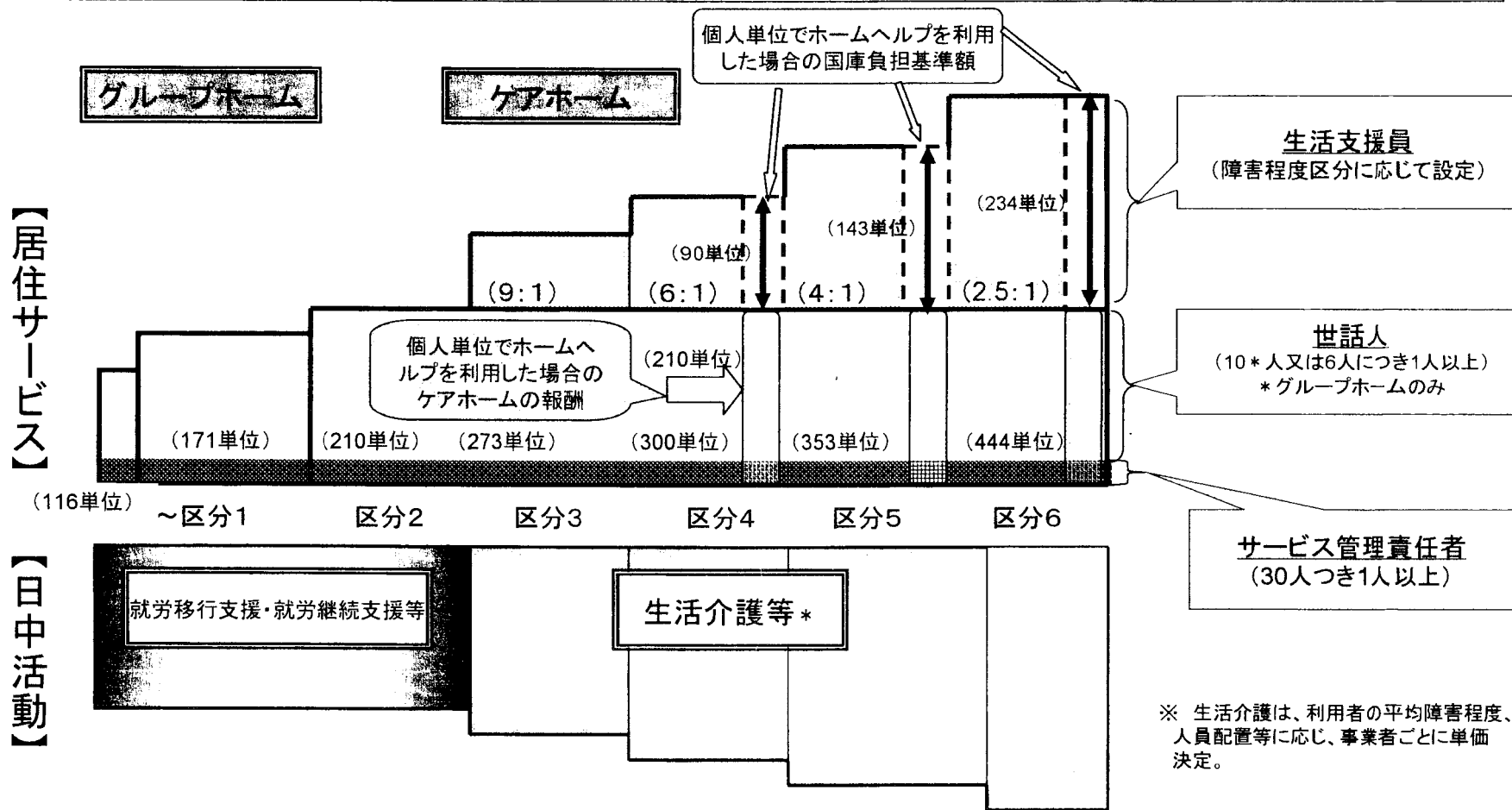
(※)一定に要件を満たす者

①ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。

②ケアホームでのホームヘルプサービス利用について、市町村が必要性を認めること。

※ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。



## ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の 対象者の拡大に係るQ&Aについて

Q1 今回、障害程度区分4以上であり、一定の要件を満たした者は、居宅介護の身体介護を利用できることとなったが、現行の対象者(障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者)についても、居宅介護の身体介護のみ利用可能なのか。

A 現行の対象者(障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者)については、現行どおりの取り扱いとする。

Q2 身体介護のスポット支援とは、どのような支援を想定しているのか。

A 身体介護のスポット支援については、次のような支援を想定している。

(例)

- 排泄・食事介助、清拭・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床及び就寝介助、服薬介助等
- 利用者の行動を予測しながら危険を回避するための支援
- 利用者が適切な行動を選択できるための支援

(※)いずれの場合においても、一時的に個別支援が必要となる場合のみとする。

## 小規模作業所の移行促進のための定員要件の緩和について(案)

### 趣旨

- 小規模作業所の新体系サービスへの移行を促進するため、都道府県知事が一定の要件を満たすと認めた場合には、移行先である就労継続支援B型等の定員要件を20名から10名に緩和する。

### 具体的内容

#### 【対象】

- ◎ 小規模作業所  
地域活動支援センター

#### 【定員要件を緩和する新体系サービス】

- ◎ 就労継続支援B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援

#### 【緩和の要件】

- ◎ 都道府県知事が、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域において事業を行うこと

※ 継続した安定的な事業の運営を確保するため、事業者としての指定を受ける際には、指定事業者としての義務(サービス提供拒否の禁止、会計の区分、サービス提供や会計に関する諸記録の整備等)を適切に履行すると認められることが必要。

#### 【期間】

- ◎ 平成24年3月31日まで

# 居宅介護における通院介助の対象範囲の拡大について

## 【現行(通院介助)】

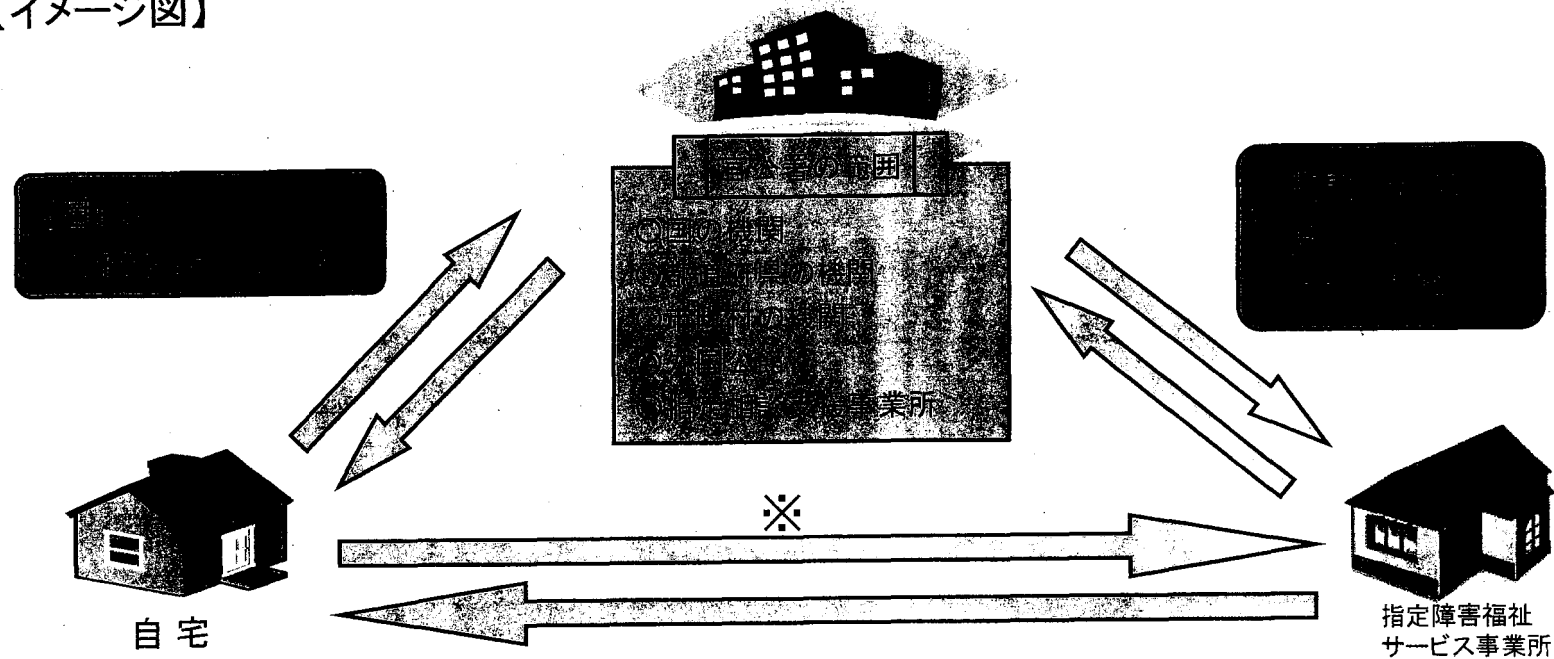
居宅介護利用者が病院等へ通院する場合の介助のみ対象。

## 【対象範囲の拡大(通院等介助)】

病院等へ通院する場合に加え、居宅介護利用者が、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合を対象として追加。

〔相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含む。〕

## 【イメージ図】

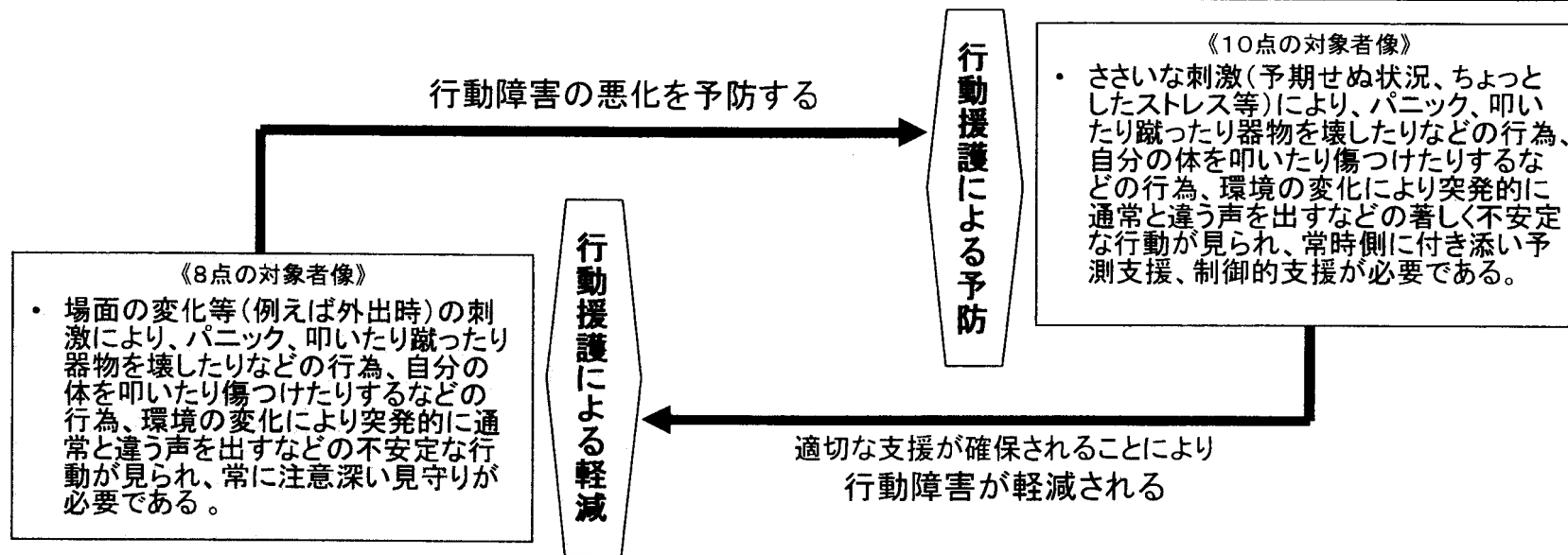


※ 相談の結果、見学のために指定障害福祉サービス事業所を紹介されたが、当日は当該事業所が閉所している等の理由により、翌日以降、当該事業所に見学に行く場合。なお、支給決定を受けて当該事業所によるサービスを利用する場合は除かれる。

# 行動援護の支援対象者の見直し(予防的措置)

**目的:** 行動援護制度創設時には、強度行動障害のある者への支援をイメージし、支援対象者を認定調査項目の積み上げ点数10点以上としていたところであるが、行動援護の支援により10点以下となり支援を受けられなくなる者及び強度行動障害手前の者で行動援護の支援があることによって2次障害(強度行動障害)を防止することが可能な者も行動援護の支援対象者とし、強度行動障害とならないための予防的措置の実施を目的とする。

**内容:** 認定調査項目の点数を10点以上から8点以上に引き下げる。



## 《期待される効果》

- 適切な支援を受けることによって、行動障害を起こさない予防効果がある
- 10点の者が適切な支援により行動障害が軽減され、10点未満になった場合も継続して支援が可能となり、予防効果が確認できる
- 重い障害がある人の地域での安定した暮らしを支えることが出来る

## 小規模事業加算・小規模事業夜間支援体制加算の見直しについて

- グループホーム・ケアホームに係る小規模事業加算及び小規模事業夜間支援体制加算の報酬等について、平成19年度と同様の取り扱いとなるよう、見直しを行う。

### 小規模事業加算

#### 報酬関係

- 小規模事業加算の平成20年4月1日からの単価について、平成19年度と同単価に見直す。  
・平成20年4月1日からの新単価 4人定員－37単位/日、5人定員－14単位/日

#### 対象範囲

- 複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲にある場合についても個々の共同生活住居ごとの入居定員により、算定することができるように見直す。



定員:4人

(移動距離10分以内)



定員:4人

個々の共同生活住居ごとに専任の世話人が配置されている場合は、上記のようなケースであっても、それぞれの共同生活住居ごとに加算を算定することができる。

### 小規模事業夜間支援体制加算

#### 報酬関係

【平成20年4月1日からの新単価】

- 小規模事業夜間支援体制加算の平成20年4月1日からの単価について、平成19年度と同単価に見直す。

	4人	5人	6人	7人	8人	9人
区分5・6	127単位/日	98単位/日	73単位/日	57単位/日	42単位/日	32単位/日
区分4	65単位/日	46単位/日	33単位/日	19単位/日	12単位/日	5単位/日
区分2・3	26単位/日	22単位/日	18単位/日	11単位/日	8単位/日	3単位/日



# 新体系事業の報酬体系について（案）

（平成20年4月以降）

## I 訪問系サービス

1	居宅介護等の報酬基準	2
2	居宅介護等の国庫負担基準	6
3	短期入所の報酬基準	13

## II 日中活動系サービス

1	生活介護	14
2	療養介護	15
3	自立訓練	16
4	就労移行支援	18
5	就労継続支援	19
6	児童デイサービス	21
7	各サービスに共通する事項	23

## III 居住系サービス

1	施設入所支援	24
2	共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）	27
3	各サービスに共通する事項	32

## IV 相談支援（サービス利用計画作成費）

1	支給対象者	33
2	報酬基準	33
3	国庫負担基準	34

# I 訪問系サービス

## 1. 居宅介護等の報酬基準

短時間の集中的な提供（身体介護、家事援助）と長時間の滞在による提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）といったサービス内容の実態に適した報酬基準とするとともに、特に重度の障害者の方々について配慮する。

### 〔身体介護、家事援助〕

- 短時間に集中的にサービス提供を行うことが期待される身体介護と家事援助については、30分単位の単価設定とするとともに、身体介護、家事援助それぞれについて1.5時間を基本とする報酬を設定する。
  - ・身体介護
    - ⇒ 1.5時間で580単位。なお、排泄に時間を要する者等への対応のため、30分当たり75単位とする（3時間まで）
  - ・家事援助
    - ⇒ 1.5時間で225単位。
- なお、市町村が特にやむを得ない事情があると判断した場合には、報酬基準時間（身体介護で3時間、家事援助で1.5時間）を超える部分につき、30分当たり70単位増とする。
- 従事者の資格要件については、短時間に集中して支援を行うという業務内容を踏まえて、1級又は2級ヘルパーを基本とする。なお、3級その他の者（支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者）がサービス提供を行った場合には、身体介護で30%、家事援助で10%の減算を行う。

## 〔行動援護〕

- 30分単位の単価設定とし、1.5時間で580単位、以降30分当たり148単位とする（5時間まで）。
- 従事者については、行動援護従業者養成研修の制度化を図った上で、経過的措置として、以下の者についても同研修の受講を要件として、従事することを可能とする。ただし、このサービス提供者がサービス提供を行った場合には、30%の減算を行う。
  - ・ サービス提供責任者：知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の従事期間3年以上
  - ・ サービス提供者：知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の従事期間1年以上

## 〔重度訪問介護〕

- 長時間滞在型の重度訪問介護については、1日につき3時間超の支給決定を基本とする一方で、30分単位で一律に報酬額が上昇していく仕組みを改め、ホームヘルパーの1日当たり費用を勘案して8時間を区切りとする単価設定とする。その際、区分6(要介護5程度)の者については7.5%、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者については15%の加算措置を講じる。

	3～4時間	8時間
日常生活支援	642単位*	1,390単位
著しく重度の者 (+15%)	736単位 (+14.6%)	1,426単位 (+2.6%)
区分6の対象者 (+7.5%)	688単位 (+7.2%)	1,333単位 (△4.1%)
その他	640単位 (△0.3%)	1,240単位 (△10.8%)

\* 3.5時間と4時間の平均単価

- 8時間超は、管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定する。

- 移動中の介護を実施した場合については、移動介護の実施時間数に応じて、下記の加算を行う。

1時間以下の移動	100単位
2時間以下の移動	150単位
3時間以下の移動	200単位
3時間を超える移動	250単位

- 従事者の資格要件については、利用者とのコミュニケーションなどの重要性を踏まえて、日常生活支援の資格要件（座学を含め20時間）について、現場実習を中心とする内容に改めるとともに、広く従事者を確保する観点から研修時間数を10時間とする。

⇒ ただし、加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。

## 〔重度障害者等包括支援〕

- 下記の要件を満たす事業者が、個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供した場合に、算定を認めることとする。
  - ・ 重度訪問介護等何らかの障害福祉サービスに係る指定事業者であり、かつ、24時間、利用者からの連絡に対応できる体制となっていること
  - ・ 相談支援専門員の資格を有するサービス提供責任者を配置していること
  - ・ 週単位で個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること
  
- 報酬単価は、生活介護(日中活動)と重度訪問介護において、重度障害者等包括支援対象者に適用される単価を勘案し、4時間700単位とする。
  - ※ ケアホームやショートステイを利用する場合は、それぞれの最重度者に適用される単価を適用する
  
- 長時間利用の場合は、管理コストが逡減することを踏まえ、1日12時間を超える分からは報酬単価の97.5%相当額を算定する。
  - ※ 居宅介護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、日中時間以外に支援を行った場合には、午後10時から午前6時まで50%の深夜加算を行うとともに、午後6時から午後10時まで及び午前6時から午前8時まで25%の夜間・早朝加算を行う。

## 2. 居宅介護等の国庫負担基準

サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、現在の市町村の支給実績、支援費制度の国庫補助基準額を勘案し、全国の9割程度の市町村の支給実績（月9.5万円）をカバーできるよう、設定する。

新たに制度化された重度障害者等包括支援の基準額については、現在の支援費制度における国庫補助水準の最高額（月約22万円）を超える水準とし、著しく重度の障害者に対する支給実績、施設入所等の報酬水準を勘案して設定する。

- 国庫負担基準は、サービスの種類に応じ、障害程度区分ごとに設定することとし、各市町村に対し、各国庫負担基準額に障害程度区分ごとのサービス利用者数を乗じて得た額を上限として、国庫負担を行う。
- 新制度移行に伴う経過措置等として、下記の措置を講じる。
  - ① 制度施行時点において、国庫負担基準を超える給付水準の市町村については、従前の補助実績に基づき、国庫負担を行う。
  - ② 平成20年度までの3年間は、すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。
  - ③ 都道府県地域生活支援事業により、重度の障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する小規模自治体等を対象に、一定の財政支援を行うことを可能とする。
- 国庫負担基準額は、報酬基準と整合を図り、単位制とする。1単位10円を基本とし支援費と同じく、級地区分を設ける。

## <国庫負担基準額>

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

### (1) 居宅介護対象者

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
2,290単位	2,910単位	4,310単位	8,110単位	12,940単位	18,680単位	7,280単位

### (2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
10,780単位	14,580単位	19,410単位	25,150単位	13,750単位

### (3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
19,020単位	23,850単位	29,590単位

### (4) 重度障害者等包括支援対象者

45,500単位
----------

※ 重度障害者等包括支援を利用しない者であっても、その対象者の要件に該当する者については、指定相談支援事業者によるケアマネジメントを利用し、重度訪問介護等の障害福祉サービスを利用する場合には、その利用した障害福祉サービス全体に係る国庫負担基準として、重度障害者等包括支援の国庫負担基準額から指定相談支援に係る報酬額に相当する額を控除した額を適用する。

### 【参考】

#### 支援費制度の国庫補助基準額

一般	移動介護利用者	全身性障害者
69,370円	107,620円	216,940円

## <在宅で生活する者のうち、他制度・他のサービスを利用する場合>

- 介護保険対象者、日中活動系サービス利用者については、それぞれ下記の基準額とする。
- なお、介護保険対象者、日中活動系サービス利用者のいずれにも該当する者については、下記の①・②のいずれか低い方の基準額を適用する。

### ① 介護保険対象者の国庫負担基準額

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

#### (1) 行動援護対象者

区分3～区分6	6,470単位
---------	---------

#### (2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	10,910単位
---------	----------

#### (3) 重度障害者等包括支援対象者

26,820単位
----------

### ② 日中活動系サービス利用者の国庫負担基準額

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

#### (1) 居宅介護対象者

区分6
16,440単位

※ 区分1～区分5及び障害児については、前頁の(1)居宅介護対象者欄の単位と同じ

#### (2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
8,290単位	10,700単位	13,680単位	16,440単位

※ 障害児については、前頁の(1)行動援護対象者欄の単位と同じ

#### (3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
10,700単位	13,680単位	16,440単位



## <共同生活介護（ケアホーム）入居の場合>

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。
- なお、介護保険対象者、日中活動系サービス利用者についても同額とする。

### (1) 行動援護対象者

区分3～区分6	1,760単位
---------	---------

### (2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

## ＜共同生活介護（ケアホーム）入居者の経過的給付（※）の場合＞

### ※ 平成21年3月まで適用

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。
- なお、日中活動系サービス利用者についても同額とする。

#### (1) 居宅介護対象者

区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
1,180単位	3,100単位	3,920単位	5,530単位	8,290単位

#### (2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
4,860単位	5,680単位	7,290単位	10,050単位

#### (3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
6,890単位	8,500単位	11,260単位

- また、介護保険対象者については、それぞれ下記の基準額とする。
- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

#### (1) 行動援護対象者

区分3～区分6	1,760単位
---------	---------

#### (2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

＜共同生活介護（ケアホーム）入居者が個人単位で居宅介護等を利用した場合  
（※）＞

※ 平成21年3月まで適用

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者（行動援護利用者の心身の状態にある者）

区分4	区分5	区分6
4,500単位	6,110単位	8,870単位

(2) 居宅介護対象者（重度訪問介護利用者の心身の状態にある者）

区分4	区分5	区分6
5,710単位	7,320単位	10,080単位

(3) 居宅介護対象者（(1)(2)以外の区分4以上の者）（平成20年4月から適用）

区分4	区分5	区分6
2,740単位	4,350単位	7,110単位

(4) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
5,710単位	7,320単位	10,080単位

- また、介護保険対象者については、それぞれ下記の基準額とする。

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

＜共同生活介護（ケアホーム）又は共同生活援助（グループホーム）入居者が  
通院介助を利用した場合（※）＞

※ 平成21年3月まで適用

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分1～区分6	1,760単位
---------	---------

### 3. 短期入所の報酬基準

障害者、障害児それぞれについて、障害程度に応じた単価設定とする。

#### ○ 障害者

- ・障害者支援施設等で実施した場合

区分1	:	490 単位
区分2	:	490 単位
区分3	:	562 単位
区分4	:	624 単位
区分5	:	757 単位
区分6	:	890 単位

- ・療養介護事業に係る施設（医療施設）で実施した場合

療養介護対象者	:	2400 単位
その他※	:	1400 単位

※ 医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して提供した場合に適用。

#### ○ 障害児

- ・知的障害児施設等で実施した場合

区分1	:	490 単位
区分2	:	593 単位
区分3	:	757 単位

- ・重症心身障害児施設、肢体不自由児施設（医療施設）で実施した場合

重症心身障害児	:	2400 単位
その他※	:	1400 単位

※ 医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障害児等に対して提供した場合に適用。

#### 〔加算〕各障害共通

- 食事提供体制加算（平成21年3月31日まで） 68 単位／日

## II 日中活動系サービス

### 1. 生活介護

○ 利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価をきめ細かく設定する。

具体的には、必要な人員が確保されていることを前提に、事業者ごとの

- ・ 利用者の平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分
- ・ 平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択を可能な取扱いとしている。

#### 【生活介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準	平均障害程度(※)			
	定員40人以下	定員41人以上250人以下	定員251人以上280人以下	定員281人以上			平均区分5.0以上	平均区分4.5以上	平均区分4.0以上	
生活介護サービス費(I)	1,320単位	1,288単位	1,231単位	1,215単位	1.7:1以上	利用者60人以下 1人以上  (以上40人又はその 程数を増すごとに1人 を加えて得た数以上)				平均区分5.5以上
生活介護サービス費(II)	1,170単位	1,138単位	1,090単位	1,076単位	2:1以上		平均区分5.3以上5.5未満	区分6の者が50%以上		
							平均区分5.1以上5.3未満			
生活介護サービス費(IV)	884単位	854単位	825単位	811単位	3:1以上		平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上	
							平均区分4.7以上4.9未満			
生活介護サービス費(VI)	728単位	697単位	674単位	662単位	4:1以上		平均区分4.4以上4.7未満	平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上	
							平均区分4.1以上4.4未満			
生活介護サービス費(VIII)	633単位	604単位	589単位	576単位	5:1以上		平均区分3.8以上4.1未満		平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
							平均区分3.5以上3.8未満			
生活介護サービス費(X)	572単位	538単位	533単位	518単位	6:1以上		平均区分3.5未満			
生活介護サービス費(XI)	525単位	494単位	481単位	466単位	10:1以上		経過措置利用者			

※1 生活介護の対象者は、区分3以上（施設入所を伴う場合は区分4以上）。

ただし、50歳以上の者にあつては、区分2以上（施設入所を伴う場合は区分3以上）。

※2 サービス提供職員の配置（常勤換算）については、

- ① 平均区分5以上の場合、3:1以上
- ② 平均区分4以上5未満の場合、5:1以上
- ③ 平均区分4未満の場合、6:1以上

を最低基準とする。

※3 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

## 2. 療養介護

- 利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定する。

### 【療養介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度(※)	
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員81人以上80人以下	定員81人以上		平均障害程度が5.0以上かつ区分6の者が50%以上	
療養介護サービス費(I)	904単位	885単位	868単位	857単位	2:1以上		
療養介護サービス費(II)	659単位	629単位	604単位	591単位	3:1以上		
療養介護サービス費(III)	521単位	495単位	484単位	476単位	4:1以上		
療養介護サービス費(IV)	417単位	385単位	371単位	362単位	6:1以上	人員配置の経過措置として設定	
						経過措置利用者(区分5未満の者)	

※1 療養介護の対象者は、

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6
- ② 筋ジストロフィー症患者又は重症心身障害者であって、区分5以上。

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

※3 生活支援員として正看護師を配置した場合、正看護師1人あたり生活支援員1.5人とみなして、配置基準上のサービス提供職員数と算定可能(平成21年9月末までに限る)。

### 3. 自立訓練

- サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つものとする。

#### (1) 機能訓練

- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせる。

#### 【機能訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
機能訓練サービス費(Ⅰ)	668単位	635単位	609単位	572単位	6.1以上
機能訓練サービス費(Ⅱ)	187単位				1人以上

※ 通所による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(Ⅰ)を、居宅の訪問による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(Ⅱ)を算定する。

- 標準利用期間超過減算(生活訓練(宿泊型自立訓練を除く。))も同様)

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定条件…事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

#### (2) 生活訓練

- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせる。

また、宿泊型自立訓練については、日中、一般就労又は外部の障害福祉サービス等(自立訓練(生活訓練)及び指定宿泊型自立訓練事業所と同一の敷地内の指定障害福祉サービス事業所等により提供される障害福



社サービス等を除く。) を利用する者が対象となる。

### 【生活訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
生活訓練サービス費(Ⅰ)	668単位	635単位	609単位	572単位	6:1以上
生活訓練サービス費(Ⅱ)	187単位				1人以上

※ 通所による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅰ)を、居宅の訪問による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅱ)を算定する。

#### ○ 短期滞在加算

◆ 115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定条件…① 生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される場合  
② 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合

#### ○ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

◆ 115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定要件…精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

### 【宿泊型自立訓練サービス費】

区分	報酬単価		サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	利用期間が1年以内の場合	利用期間が1年を超える場合	
生活訓練サービス費(Ⅲ)	270単位	162単位	10:1以上 地域移行支援員1人以上

#### ○ 食事提供体制加算(平成21年3月31日まで)

◆ 68単位/日(短期滞在加算が算定される者のうち、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合)

42単位/日(それ以外の場合)

## 4. 就労移行支援

- サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つ仕組みとする。また、個別支援計画の進捗状況に応じ、通所と職場訪問等によるサービスを組み合わせて実施することとする。

### 【就労移行支援サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換 算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労移行支援サービス費(Ⅰ)	769単位	737単位	693単位	657単位	職業指導員及び 生活支援員 6:1以上  就労支援員 15:1以上
就労移行支援サービス費(Ⅱ)	476単位	446単位	435単位	421単位	10:1以上

※ 別に定める資格の取得による就労移行支援を行った場合、就労移行支援サービス費(Ⅱ)を算定。

- 就労移行支援体制加算

◆ 26単位/日

※ 算定要件…一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の2割以上である場合(1年間を限度)

- 精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

◆ 115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定要件…精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

- 標準利用期間超過減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定条件…事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

## 5. 就労継続支援

- 就労や生産活動の機会を提供し、生産活動にかかる知識・能力の向上・維持等を図るサービスの提供を行うこととし、これに伴う報酬を設定する。

### (1) 就労継続支援A型

#### 【就労継続支援A型サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労継続支援(A型)サービス費	481単位	448単位	439単位	424単位	10:1以上

- 生産性の向上を図り、多様な業種において就労機会の拡大を図るため、以下の割合の範囲内で、定員とは別に、障害者以外の者の雇用を認める。
  - ①定員 10 人～20 人 定員の 5 割以下
  - ②定員 21 人～30 人 10 人又は定員の 4 割のいずれか多い数
  - ③定員 31 人～ 12 人又は定員の 3 割のいずれか多い数
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、最低定員の基準を緩和し、障害者の定員 10 人から事業実施を可能とする。
- 就労移行支援体制加算

#### ◆ 26単位/日

※ 算定要件…一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

## (2) 就労継続支援B型

### 【就労継続支援B型サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換 算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労継続支援(B型)サービス費(I)	527単位	494単位	485単位	470単位	7.5:1以上
就労継続支援(B型)サービス費(II)	481単位	448単位	439単位	424単位	10:1以上

※ 就労継続支援B型サービス費(I)の算定に当たっては、障害基礎年金1級受給者が利用者の5割以上である事業所(特定旧法指定施設から移行する場合は、1割以上(平成21年3月31日までの経過措置))であることが要件。

- 事業者の指定に当たり、平均工賃が工賃控除程度の水準(月3,000円)を上回ることを事業者指定の要件とする。
- 利用者の工賃水準の向上を図るため、事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績とあわせて都道府県知事への報告、公表を行う。
- 就労移行支援体制加算

#### ◆ 13単位/日

※ 算定要件…一般就労又は就労継続A型事業所への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

- 目標工賃達成加算(I)

#### ◆ 26単位/日

※ 算定要件…①平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であること  
②事業者が設定した目標水準以上である場合  
③前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること。

- **新** 目標工賃達成加算(II)

#### ◆ 10単位/日

※ 算定要件…①平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること  
②各都道府県が「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成していること  
③前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること。

## 6. 児童デイサービス

- 児童デイサービスについては、幼児期の個別ニーズに対応する療育と集団による療育が適切な効果をもたらすグループとに分化することとし、より専門性の高いサービスを提供できる体制を確保することによって、障害児の処遇向上を図ることとする。

区 分	1日当たり平均利用人員別の報酬単価		
	10人以下	11人～20人	21人以上
児童デイサービスⅠ	754単位	508単位	396単位
児童デイサービスⅡ	407単位	283単位	231単位

※1 児童デイサービスⅠについては、

- ・ 保育士又は児童指導員の配置基準 10：2以上
  - ・ サービス管理責任者を配置すること
  - ・ 利用児童のうち就学前児童が7割以上であること（クラス毎の判定も可能）
- を全て満たすこと

※2 児童デイサービスⅡについては、

- ・ 保育士又は児童指導員の配置基準 15：2以上
- を満たすこと

○ サービス管理責任者欠如減算(児童デイサービスⅠのみ)

:基本単位数の70%を算定

※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月の前月までの間

○ 個別支援計画未作成減算(児童デイサービスⅠのみ)

:基本単位数の95%を算定

※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

○ 家庭連携加算

◆ ① 所要時間1時間未満の場合 187単位/日

② 所要時間1時間以上の場合 280単位/日

※ 利用児童の保護者と事前に日程調整をした上で、職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合(同一日に本体報酬との重複は不可)

○ 送迎加算

◆ 54単位(片道につき)

## 7. 各サービスに共通する事項

### ○加算

- ◆ 初期加算: 30単位/日
- ◆ 新事業移行時特別加算(平成21年3月31日まで): 48単位/日  
※移行の日から30日間に限る
- ◆ 訪問支援特別加算: 187単位~280単位/日
- ◆ 利用者負担上限額管理加算: 150単位/月
- ◆ 視覚・聴覚等障害者支援体制加算: 41単位/日
- ◆ 食事提供体制加算(平成21年3月31日まで): 42単位/日

※初期加算、新事業移行時特別加算、視覚・聴覚等障害者支援体制加算、食事提供体制加算については児童デイサービスを除く

### ○減算

- 改 ○ 定員超過利用減算: 基本単位数の70%を算定
  - 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の150%を超えること、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数をこえる場合
  - 過去3か月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超える場合
    - ※ ただし定員11人以下の場合、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が定員の数に3を加えて得た数に、開所日数を乗じて得た数を超える場合
- ◆ 人員欠如減算: 基本単位数の70%を算定
  - ※ 指定基準に定める員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間
  - ※ 指定基準に定める員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間
  - ※ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間
- ◆ 個別支援計画未作成減算: 基本単位数の95%を算定
  - ※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、又は、個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

### Ⅲ 居住系サービス

#### 1. 施設入所支援

○ 夜間の介護等に必要な職員について、生活介護と同様、利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価を設定する。

具体的には、必要な人員が確保されることを前提に、事業者ごとの

① 平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分

② 平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択が可能な取扱いとしている。

#### 【施設入所支援サービス費】

区分	報酬単価				夜間職員 配置基準	平均障害程度		
	定員40人以下	定員41人以上50人以下	定員51人以上80人以下	定員81人以上		平均区分5.0以上	又は	平均区分4.5以上
施設入所支援サービス費(I)	400単位	309単位	255単位	231単位	利用者60人以下 夜勤職員3人以上  (以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上)			
施設入所支援サービス費(II)	381単位	289単位	238単位	214単位		平均区分5.3以上5.5未満	区分6の者が50%以上	
						平均区分5.1以上5.3未満		
施設入所支援サービス費(IV)	281単位	214単位	179単位	162単位	利用者60人以下 夜勤職員2人以上  (以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上)	平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
						平均区分4.7以上4.9未満		
施設入所支援サービス費(VI)	262単位	195単位	163単位	146単位		平均区分4.4以上4.7未満		平均区分4.0以上
					平均区分4.1以上4.4未満			
施設入所支援サービス費(VIII)	188単位	146単位	127単位	115単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上  (以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上)	平均区分3.8以上4.1未満	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
						平均区分3.5以上3.8未満		
施設入所支援サービス費(X)	180単位	138単位	121単位	109単位		平均区分3.5未満		
施設入所支援サービス費(XI)	115単位	99単位	92単位	88単位	宿直職員1人以上	経過措置入所者		

※1 施設入所支援の対象者は、区分4以上。

ただし、

① 50歳以上の者にあつては、区分3以上。

② 自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源の状況等により、通所することが困難な者

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による入所者を除く。



○ 地域移行加算

◆ 500単位／(退所前、退所後各1回)

※ 算定要件…退所する利用者に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合(生活介護利用者に限る)

○ 栄養管理体制加算

- ◆ ① 常勤の管理栄養士を配置した場合 24単位／日  
② 常勤の栄養士を配置した場合 22単位／日  
③ 栄養士等を配置した場合 12単位／日  
(41人以上60人以下の施設の場合)

※ 算定要件…食事の内容や栄養量について、管理栄養士又は栄養士により管理される等の要件に該当する場合

○ 重度障害者支援体制加算 (I)

◆ 基本加算分 28単位／日

※ 算定要件…以下のいずれかに該当する場合

- ① 医師意見書により一定の「特別な医療」を受けているとされる者が利用者全体の2割以上であり、かつ、利用者の平均区分が5以上(経過措置対象者を除く)  
② 強度行動障害を有する者が1人以上であり、かつ、行動援護対象者が利用者全体の2割以上

◆ 重度加算分 22単位／日(基本加算を算定している場合に限る。)

※ 算定要件…区分6であって、以下に該当する者が2人以上いる場合、

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者  
② 重症心身障害者

○ 重度障害者支援体制加算 (II)

◆ 40～799単位／日

※ 算定要件…強度行動障害を有する者に対する適切な支援を行うため、職員を配置した場合に算定

○ 入院・外泊時加算

◆ 320単位／日

※ 算定要件… 1月に8日を限度として、所定単位数に代えて算定。(3月に限る)

改 入院時支援特別加算

◆ 入院期間が4日未満 561単位／月

◆ 入院期間が4日以上 1,122単位／月

※ 算定要件… 施設入所者が入院した際、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に月額で算定。

(注)長期入院等支援加算と選択して算定することとし併給不可

新 長期入院等支援加算

◆ 123～160単位／日

※ 算定要件… 施設入所者が長期間に渡り入院・外泊した際、概ね週に1回以上、入院期間中の被服の準備及び家族等との連絡調整等一定の支援を行った場合に月額で算定(3月に限る)

(注)入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 新事業移行時特別加算 (平成21年3月31日まで)

◆ 21単位／日(移行の日から30日間)

○ 定員超過利用減算

◆ 基本単位数の70%を算定

・ 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の110%を超えること、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数に105%を乗じて得た数に55を加えた数を超えている場合

・ 過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数を超える場合

○ 夜勤職員欠如減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定要件…夜勤職員の配置基準を満たしていない場合に、その翌月について減算

## 2. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

- 日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供し、これに伴う報酬を設定する。
- その際、個々の住居ではなく、法人ごとに一定範囲の地域内で実施する事業全体に着目して事業者指定を行うこととし、人員配置基準を適用する。

### 【共同生活援助（グループホーム）】

- サービス管理責任者のほか、利用者の総数に応じて世話人を配置し、報酬を設定する。

区分	報酬単価	世話人の配置基準（常勤換算）	サービス管理責任者配置基準（常勤換算）
共同生活援助サービス費（Ⅰ）	171単位	6：1以上	30：1以上
共同生活援助サービス費（Ⅱ）	116単位	10：1以上	
経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費（※）	142単位	6：1以上	

（※）経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費は平成21年3月31日までの時限措置

- 障害程度区分1以上であり、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者については、共同生活援助とは別に通院介助又は通院等乗降介助を利用することができる。
- 自立生活支援加算

#### ◆ 14単位／日

- ※ 算定要件…① 事業所において、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6カ月以上継続している者が5割以上
- ② 対象者ごとに、6カ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る

○ 入院時支援特別加算

◆ 入院期間が3日以上 7日未満 561単位/月

◆ 入院期間が7日以上 17日未満 1122単位/月

※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合

(注) 長期入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 帰宅時支援加算

◆ 帰宅期間が3日以上 7日未満 187単位/月

◆ 帰宅期間が7日以上 17日未満 374単位/月

※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合

(注) 長期帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 新 長期入院時支援特別加算

◆ 入院期間が3日以上 76単位/日

※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合(3月に限る)

(注) 入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 新 長期帰宅時支援加算

◆ 帰宅期間が3日以上 25単位/日

※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合(3月に限る)

(注) 帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 小規模事業加算(平成21年3月までの時限措置)

◆ 入居定員が4人の場合 37単位/日

◆ 入居定員が5人の場合 14単位/日

※ 算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降に定員4人又は5人の事業を実施しており、共同生活住居に専任の世話人を配置している場合

○ 大規模住居減算

- ◆ 基本単位数の90%を算定 (1住居の定員が8人以上の場合)
- ◆ 基本単位数の87%を算定 (1住居の定員が21人以上の場合)

**【共同生活介護(ケアホーム)】**

- サービス管理責任者のほか、利用者の総数及び障害程度区分に応じて世話人及び生活支援員を配置し、報酬を設定する。

区分	障害程度区分	報酬単価	世話人の配置基準 (常勤換算)	生活支援員の配置基準 (常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準(常勤換算)
共同生活介護サービス費(Ⅰ)	区分6	444単位	6:1以上	2.5:1以上	30:1以上
共同生活介護サービス費(Ⅱ)	区分5	353単位		4:1以上	
共同生活介護サービス費(Ⅲ)	区分4	300単位		6:1以上	
共同生活介護サービス費(Ⅳ)	区分3	273単位		9:1以上	
共同生活介護サービス費(Ⅴ)	区分2	210単位			
経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費(※1)		142単位			
個人単位で居宅介護等を利用する場合(※2)		210単位			30:1以上

(※1) 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が同日以降も引き続き入居し、生活支援員を置くことが困難である場合に、平成21年3月31日までの間、生活支援員を配置せず、居宅介護等を利用する場合。

(※2) 障害程度区分4以上であって重度訪問介護対象者又は行動援護対象者が、事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、若しくは、障害程度区分4以上の者が、事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護のスポット支援のみ)の利用を希望する場合に限り、平成21年3月31日までの間、生活支援員を配置せず、居宅介護を利用する場合。

- 介護等のサービスは、事業所の従業者により提供することを原則とするが、事業者が自らの責任に基づき委託した場合には、利用者に対し、従業者以外の者により介護サービスを提供することができる。

なお、通常の外出とは別に外出する場合には、共同生活介護とは別に通院介助又は通院等乗降介助(慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者に限る。)を利用することができる。また、重度訪問介護又は行動援護の対象となる利用者が、通常の外出とは別に外出する場合には、共同生活介護と別に重度訪問介護又は行

動援護を利用することができる。

○ 夜間支援体制加算

- ◆ 区分5、6の利用者 : 97単位/日(夜間支援対象利用者10人以下の場合)
  - ◆ 区分4の利用者 : 52単位/日(夜間支援対象利用者10人以下の場合)
  - ◆ 区分2、3の利用者 : 24単位/日(夜間支援対象利用者10人以下の場合)
- ※ 算定要件…夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に、必要な職員を専任で配置する等、夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合(夜間支援対象者の数が30人以下の場合に限る。)
- (注) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 重度障害者支援加算

- ◆ 26単位/日
- ※ 算定要件…障害程度区分6であって、指定重度障害者等包括支援の対象となる者が、2人以上利用している場合であって、通常的生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合
- (注) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費及び個人単位で居宅介護等を利用する場合を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 日中介護等支援加算

- ◆ 539単位/日
- ※ 算定要件…障害程度区分4以上の利用者について、日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が月3日以上ある場合であって、必要な介護を行い、通常的生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合(3日目から算定)
- なお、支援を行う場合は、日中活動サービス事業者等との連携を図った上で、個別支援計画に位置づけること。
- (注) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費及び個人単位で居宅介護等を利用する場合を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 自立生活支援加算

- ◆ 14単位/日
- ※ 算定要件…① 事業所において、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6カ月以上継続している者が5割以上
- ② 対象者ごとに、6カ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る

○ 入院時支援特別加算

- ◆ 入院期間が3日以上 7日未満 561単位/月
- ◆ 入院期間が7日以上12日未満 1122単位/月（下記以外の場合）
- ◆ 入院期間が7日以上17日未満 1122単位/月（経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）

※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合

（注）長期入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 帰宅時支援加算

- ◆ 帰宅期間が3日以上 7日未満 187単位/月
- ◆ 帰宅期間が7日以上12日未満 374単位/月（下記以外の場合）
- ◆ 帰宅期間が7日以上17日未満 374単位/月（経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）

※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合

（注）長期帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 長期入院時支援特別加算

- ◆ 入院期間が3日以上 122単位/日（下記以外の場合）
- ◆ 入院期間が3日以上 76単位/日（経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）

※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合（3月に限る）

（注）入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 長期帰宅時支援加算

- ◆ 帰宅期間が3日以上 40単位/日（下記以外の場合）
- ◆ 帰宅期間が3日以上 25単位/日（経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）

※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合（3月に限る）

（注）帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 小規模事業加算（平成 21 年 3 月までの時限措置）

◆ 入居定員が 4 人の場合 37 単位／日

◆ 入居定員が 5 人の場合 14 単位／日

算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降に定員 4 人又は 5 人の事業を実施しており、共同生活住居に専任の世話人を配置している場合

○ 小規模事業夜間支援体制加算（平成 21 年 3 月までの時限措置）

◆ 区分 5、6 の利用者 : 127 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

◆ 区分 4 の利用者 : 65 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

◆ 区分 2、3 の利用者 : 26 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

※ 算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降、指定共同生活介護事業所へ転換した場合であって、従前から夜間支援体制を確保し、現に夜間支援対象者の数が 9 人以下の指定共同生活介護事業所の共同生活住居である場合

○ 大規模住居減算

◆ 基本単位数の 95% を算定（1 住居の定員が 8 人以上の場合）

◆ 基本単位数の 93% を算定（1 住居の定員が 21 人以上の場合）

### 3. 各サービスに共通する事項

◆ 人員欠如減算：基本単位数の 70% を算定

※ 指定基準に定める員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

※ 指定基準に定める員数から 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

※ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

◆ 個別支援計画未作成減算：基本単位数の 95% を算定

※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、又は、個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間



## IV 相談支援（サービス利用計画作成費）

### 1. 支給対象者

- 障害福祉サービスを利用する者（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）であって、下記のいずれかに該当する者とする。
- ① 入所・入院から地域生活への移行（※1）や生活環境が大きく変わる場合（※2）であって、一定期間（6ヶ月の範囲内（原則1回更新可））集中的な支援を必要とする者。  
（※1）障害者支援施設からの退所、共同生活介護（援助）からの退居、精神科病院からの退院などをいう。  
（※2）家族の入院・死亡、弟妹の出生などによる家庭環境の変化やライフステージの変化（乳幼児期から学齢期への移行や学齢期から就労への移行等）をいう。
- ② 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害・疾病等（※3）のため、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難である者  
（※3）同居している家族が障害・疾病であるほか、家族が高齢（要介護状態など）である場合や家族による放置、無理解、無関心等の状態である場合をいう。
- ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けすることができる者

### 2. 報酬基準

サービス利用計画作成費（Ⅰ）	850単位／月
サービス利用計画作成費（Ⅱ）	1,000単位／月

注1 （Ⅰ）の単価は、事業所が利用者に対して指定相談支援を行った場合（注2の場合を除く。）に算定する。

注2 （Ⅱ）の単価は、事業者が利用者に対して指定相談支援を行った場合（上限額管理を行った場合に限る。）に算定する。

注3 適切な相談支援が提供されない場合は、報酬を算定しない。ただし、（Ⅱ）については150単位を算定できる。

○ 以下の要件のいずれかを満たさない場合は、その状態が解消されるに至った月の前月まで算定できない。

- ・ アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。
- ・ サービス担当者会議等によりサービス利用計画の内容について担当者から意見を求めること。
- ・ サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説

明し、文書により利用者等の同意を得た上でサービス利用計画を利用者等及び担当者に交付すること。

- ・少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問（モニタリング）し、利用者等に面接するほか、その結果を記録すること。
- ・支給決定の変更を受けた場合、サービス担当者会議等によりサービス利用計画の変更の必要性について担当者から意見を求めること。

※サービス利用計画作成の変更についても準用する。

### 3. 国庫負担基準

- 対象者の選定に当たっては、対象者の状態像についての解釈について市町村間でばらつきが生じることが想定されることから、限られた財源を公平に配分するため、国庫負担基準を設定する。
- 3月から翌年2月までを1年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額を合計した額とする。

(算式)

当該月のサービス利用計画作成費の支給額の合計×

当該月の障害福祉サービスの利用者（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）の数に0.1を乗じた数  
(その数に1未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、その数が1未満のときは1とする。)÷

当該月におけるサービス利用計画作成費を支給された者の数

(算定例)

○障害福祉サービス利用者数 1,000人（施設入所者等除く。）

○作成費支給者数 120人（作成費Ⅰ90人、Ⅱ30人）

・作成費支給者の総支給額

$(8,500円 \times 90人) + (10,000円 \times 30人) = 1,065,000円$

・障害福祉サービス利用者の10%

$1,000人 \times 10\% = 100人$

・国庫負担基準

$1,065,000円 \times 100人 \div 120人 = 887,500円$

## 世帯の範囲の見直し

### 背景

障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても、父母等の所得が高い場合には、負担上限額は高い区分となるが、障害者の父母等からの自立に対する意向が強いことを考慮して、このような取扱いを改めるべきとの声

### 対応

成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断（平成20年7月実施）。



この結果、父母等の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担上限額が適用されることとなる。

### 留意点

- ① 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみ対象。
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断。
- ③ 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみ対象。

\* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。



## <連絡事項>

## 1 障害者の就労支援の推進等について

障害者自立支援法においては、障害者がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うこととしており、この実現のための大きな柱の一つとして、就労に向けた支援施策を自立支援法の中に規定し、就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練等を行う就労移行支援事業等の創設や、障害者就業・生活支援センターの拡充を進めてきたところである。

就労移行支援事業については、昨年4月の時点で全国に633事業所と多くの事業所が設置されているところであり、既に多くの障害者が、就労移行支援施設等において一般就労に向けた訓練に取り組んでいるところである。

障害者が一般就労するに当たっては、ハローワーク、地域障害者職業センターや就労・生活支援センター等の雇用支援機関や養護学校等の教育機関等の関係機関との連携が最も重要なことから、各事業所に対してこれら機関との連携体制の構築を進めるようご指導をお願いします。

### (1) 施設外就労・施設外支援の積極的な取組について

障害者自立支援法においては、障害者が経済的にも地域で自立して暮らすことができるよう、障害者の就労支援を充実強化し、一般就労への移行の促進を目指すこととしている。

就労移行支援事業、就労継続支援事業においては、職場実習や求職活動、在宅就労など、事業所以外の場所での活動も重要である。

このことから、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業(基金事業)において、施設外就労を実施した場合や、施設外就労・施設外支援によって一般就労に結びついた場合に助成を行う「施設外就労等に対する助成事業」を創設したので、積極的な活用をお願いします。

### (2) 「工賃倍増5か年計画」の推進について

本事業は、平成19年度予算において「工賃倍増計画支援事業」として創設され、各都道府県においては、事業の基本となる「工賃倍増5か年計画」を策定していただいたところである。

平成20年度は、事業の本格実施の年度にあたることから、平成20年度予算案では、前年度に比べ約3倍に拡充することとしており、経営コンサルタントの導入、セミナーの開催等工賃水準の倍増を図るため、官民一

体となった取組を積極的に実施していただきたい。

平成20年度工賃倍増5か年計画支援事業補助単価(案)

1. 基本事業

以下の区分による都道府県の人口規模に応じた額

区分A (人口250万人以上)

90,000千円 (平成19年度:30,000千円)

区分B (人口100万人以上250万人未満)

60,000千円 (平成19年度:20,000千円)

区分C (人口100万人未満)

30,000千円 (平成19年度:10,000千円)

ただし、都道府県の人口規模は、平成17年国勢調査を基準とする。

2. 特別事業

厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 工賃(賃金)の実績報告について

平成19年度より工賃(賃金)の実績を調査し、昨年10月にその調査結果を公表したところである。

各都道府県においても、調査結果等について公表を行っていただいているところであり、公表状況については、先日御協力いただいた調査によると、平成20年2月15日現在で31道府県が公表しており、そのうち、事業所ごとに公表している道府県は23か所となっている(別添資料1)。未公表の都道府県においては、早急に公表していただきたい。

また、来年度においても、今年度と同様に工賃(賃金)の実績調査を行うこととしているが、工賃(賃金)実績は、利用者が事業所を選ぶ基準となるものであることから、事業所ごとに公表することが重要であると考えている。

このため、来年度の調査への御協力をお願いするとともに、その公表に当たっては、各事業所に公表の趣旨を理解していただき、事業所ごとの工賃(賃金)実績を公表していただくようお願いする。

調査概要等については以下のとおりであるが、詳細については追って通知することとしている。

① 対象事業所及び施設

就労継続支援事業所(A型、B型)並びに身体・知的・精神障害者それぞれの入所・通所授産施設、小規模通所授産施設及び福祉工場

② 対象期間

平成19年度(平成19年4月～平成20年3月)

③ 報告方法

今年度、各都道府県より報告された実績について、対象事業所及び施設ごとに一覧表にとりまとめた様式を送付するので、当該様式を加筆修正の上、報告。

④ 提出期限

平成20年5月30日(金)

**(4) 障害者就業・生活支援センター事業について**

本事業は、平成20年度予算案において、新規増分として70か所を計上し、全国205か所で実施できることとしたところであり、先日の選定作業を終え、新規センターが設置される都道府県に対しては労働部局を通じて連絡しているところである（平成19年度の135か所については別添資料2）。

本事業は、障害者の職業生活を支援する上で重要な役割を担っており、今後、全障害保健福祉圏域に設置することとしているので、各都道府県においては、来年度以降の計画的な設置について御配慮をお願いしたい。

**(5) 「就労移行支援のためのチェックリスト」の利用状況調査の結果について**

障害者の一般就労に向けた支援の強化が図られる中、労働部局と福祉部局がそれぞれ持っている障害者雇用に関する各種情報やノウハウを共有し、密接に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが求められている。

このため、障害者の就労支援を行う機関が、個別支援計画の作成をはじめとするサービスを密接に連携しながら実施できるよう、共通して利用できる支援ツールとして「就労移行支援のためのチェックリスト」を平成18年に作成したところである。

先日、このチェックリストの利用状況調査を行い、別添資料3のとおり結果を取りまとめたので、御参考の上、各事業所に対し積極的に活用するよう御指導をお願いしたい。

**(6) 就労支援事業会計処理基準への移行の際の積立金等の取扱いについて**

平成18年10月に制定した「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理については、最も早い場合には平成19年度決算から適用されることとなる。

これに伴い、従来の授産施設会計基準から就労支援事業会計処理基準へ移行した場合の積立金及び引当金の取扱いが問題となるが、これについては別添資料4のとおり取り扱うこととするので、各事業所に対する周知等



をお願いしたい。

## (7) 事業所への発注促進策について

### ① 障害者の「働く場」への発注促進税制

既に昨年末の担当者会議でお示ししているが、平成20年度税制改正において、障害者の「働く場」へ業務の発注を行った企業に対する税制優遇の仕組みを創設する予定となっているところである。

具体的な税制優遇の内容については別添資料5のとおりであるが、事業者が取引先を開拓する際に活用することができるものと考えているので、各自治体におかれては、当税制の内容をよく御理解の上、事業者や企業に対して積極的に周知を行うよう努めていただきたい。

### ② 地方自治法施行令の改正

平成20年2月26日付障地発第0226001号・障障発第0226001号によりお知らせしているところであるが、地方自治法施行令の一部を改正する政令が成立し、普通地方公共団体の契約が随意契約によることができる場合として、これまでの「障害者支援施設等においてその活動の成果として製作された物品を買い入れる契約」に、「障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約」が追加されたところである(3月1日施行)。

各自治体におかれては、当改正の内容をよく御理解の上、適切に活用されるよう努めていただきたい。(別添資料6)

## 平成18年度工賃(賃金)公表状況

## 事業所(施設)ごとに公表している都道府県一覧

都道府県	工賃を公表しているHPアドレス
北海道	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/ko-chin.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/ko-chin.htm</a>
茨城県	<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/jiritu-shien/kouchin/H18kouchin-top.htm">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/jiritu-shien/kouchin/H18kouchin-top.htm</a>
栃木県	<a href="http://www.pref.tochigi.jp/">http://www.pref.tochigi.jp/</a>
群馬県	<a href="http://www.pref.gunma.jp">http://www.pref.gunma.jp</a>
神奈川県	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaifukusi/suisin/koutin/koutin.html">http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaifukusi/suisin/koutin/koutin.html</a>
新潟県	<a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/kobetuhyou.pdf">http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/kobetuhyou.pdf</a>
富山県	<a href="http://www.pref.toyama.jp/">http://www.pref.toyama.jp/</a>
長野県	<a href="http://www.pref.nagano.jp/syakai/fukusi/osirase/sienhou.htm#getsugaku-kotin">http://www.pref.nagano.jp/syakai/fukusi/osirase/sienhou.htm#getsugaku-kotin</a>
静岡県	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaipln/plan/joho.htm">http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaipln/plan/joho.htm</a>
三重県	<a href="http://www.pref.mie.jp/TOPIGS/2007080303.htm">http://www.pref.mie.jp/TOPIGS/2007080303.htm</a>
大阪府	<a href="http://www.pref.osaka.jp/shogaifukushi/syurou/jusan/index-3.html">http://www.pref.osaka.jp/shogaifukushi/syurou/jusan/index-3.html</a>
兵庫県	<a href="http://web.pref.hyogo.jp/hw20/hw20_000000005.html">http://web.pref.hyogo.jp/hw20/hw20_000000005.html</a>
奈良県	<a href="http://www.pref.nara.jp/syogaif/jyouhou/jyouhou.htm">http://www.pref.nara.jp/syogaif/jyouhou/jyouhou.htm</a>
和歌山県	<a href="mailto:webmaster@pref.wakayama.lg.jp">webmaster@pref.wakayama.lg.jp</a>
鳥取県	<a href="http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/oshirase/index.htm">http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/oshirase/index.htm</a>
島根県	<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/life/fukushi/syougai/jiritsu_shien_hou/sisetuitiran/kouchin.data/h18kouchin.pdf">http://www.pref.shimane.lg.jp/life/fukushi/syougai/jiritsu_shien_hou/sisetuitiran/kouchin.data/h18kouchin.pdf</a>
岡山県	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=15576">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=15576</a>
広島県	<a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/</a>
香川県	<a href="http://www.pref.kagawa.jp/shogaihukushi/fukushijoho-hp/">http://www.pref.kagawa.jp/shogaihukushi/fukushijoho-hp/</a>
高知県	<a href="http://www.pref.kochi.jp/~shougai/oshirase/H18kouchin.htm">http://www.pref.kochi.jp/~shougai/oshirase/H18kouchin.htm</a>
佐賀県	<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/_2695.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/_2695.html</a>
長崎県	<a href="http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/sisetu-jigyousyo/pdf/payment_18.pdf">http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/sisetu-jigyousyo/pdf/payment_18.pdf</a>
宮崎県	<a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/shogai/kouchin_jisseki/page00037.html">http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/shogai/kouchin_jisseki/page00037.html</a>

## 障害者就業・生活支援センター 一覧 (計135センター)

(平成19年4月現在)

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
北海道	札幌障がい者就業・生活支援センター	(社福)愛和福祉会	札幌市北区	平成14年5月
	小樽後志地域障害者就業・生活支援センター ひろば	(社福)後志報恩会	小樽市	平成16年7月
	函館障害者就業・生活支援センター すてっぷ	(社福)侑愛会	函館市	平成17年4月
	くしろ・ねむろ障害者就業・生活支援センター ぷれん	(社福)釧路のぞみ協会	釧路市	平成18年4月
	十勝地域障害者就業・生活支援センターだいち	(社福)慧誠会	帯広市	平成19年4月
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	弘前市	平成14年5月
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	青森市	平成18年4月
	障害者就業・生活支援センター みなと	(医)清照会	八戸市	平成19年4月
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	奥州市	平成14年5月
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	宮古市	平成16年4月
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会	盛岡市	平成18年4月
	一関広域障害者就業・生活支援センター	(社福)平成会	一関市	平成19年4月
宮城県	石巻地域就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	石巻市	平成14年10月
	県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター	(社福)宮城県社会福祉協議会	大崎市	平成16年4月
	県南障害者就業・生活支援センター「コノコノ」	(社福)白石陽光園	白石市	平成18年4月
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援センター	(社福)慈泉会	仙北郡美郷町	平成15年4月
	ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いずみ会	秋田市	平成16年4月
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター サポートセンターおきたま	(社福)山形県社会福祉事業団	長井市	平成14年5月
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートばる	(社福)山形県社会福祉事業団	山形市	平成16年4月
	庄内障害者就業・生活支援センター サポートセンターかでる	(社福)山形県社会福祉事業団	酒田市	平成18年4月
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	いわき市	平成14年5月
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	郡山市	平成16年4月
	会津障害者就業・生活支援センター	(社福)若樹会	会津若松市	平成18年4月
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業団	水戸市	平成14年7月
	慶育会 障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	筑西市	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センターかい	(社福)白銀会	石岡市	平成19年4月

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
栃木県	とちぎ障害者就業・生活支援センター	(社福)せせらぎ会	下都賀郡壬生町	平成14年5月
	両毛圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)足利むつみ会	足利市	平成19年4月
群馬県	群馬西部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)はるな郷	高崎市	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター わーくさぼーと	(社福)杜の舎	太田市	平成16年7月
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター みずさわ	(社福)薫英会	北群馬郡吉岡町	平成19年4月
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO)東松山障害者就労支援センター	東松山市	平成15年4月
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	児玉郡美里町	平成16年10月
	埼葛北障害者就業・生活支援センター	(社福)啓和会	久喜市	平成19年4月
千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	習志野市	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター	(NPO)ワークス未来千葉	千葉市美浜区	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート	(社福)実のりの会	柏市	平成18年4月
	東総障害者就業・生活支援センター	(社福)ロザリオの聖母会	匝瑳市	平成19年4月
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)ジェイ・エイチ・シー板橋会	板橋区	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター アイ・キャリア	(NPO)障害者支援情報センター	世田谷区	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	国立市	平成18年4月
	障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO	(NPO)WEL'S新木場	江東区	平成19年4月
神奈川県	障害者支援センター ぼけっと	(社福)よるべ会	小田原市	平成17年4月
新潟県	障害者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	長岡市	平成15年1月
	障害者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	三条市	平成16年7月
	障害者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	新発田市	平成17年4月
	障害者就業・生活支援センター さくら	(社福)さくら園	上越市	平成19年4月
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	富山市	平成15年1月
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会	高岡市	平成16年10月
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	下新川郡入善町	平成18年4月
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福)金沢市社会福祉協議会	金沢市	平成15年1月
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福)こまつ育成会	小松市	平成16年4月
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福)福井県福祉事業団	福井市	平成15年4月
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福)八ヶ岳名水会	北杜市	平成15年4月

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
長野県	上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE	(社福)かりがね福祉会	上田市	平成14年10月
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ	(社福)安曇野福祉協会	安曇野市	平成17年1月
	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウイズ	(社福)ともいき会	長野市	平成19年4月
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜市社会福祉事業団	岐阜市	平成14年5月
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福)飛騨慈光会	高山市	平成16年4月
静岡県	静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック	(社福)明和会	袋井市	平成14年10月
	障害者就業・生活支援センター だんだん	医療法人社団至空会	浜松市	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福)あしたか太陽の丘	沼津市	平成17年4月
	富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ	(社福)誠信会	富士市	平成18年4月
	障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福)ハルモニア	藤枝市	平成19年4月
愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	豊橋市	平成14年5月
	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	(社福)愛光園	知多郡東浦町	平成16年7月
	なごや障害者就業・生活支援センター	(社福)共生福祉会	名古屋市中村区	平成17年4月
	西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」	(社福)愛恵協会	岡崎市	平成19年4月
三重県	四日市障害者就業・生活支援センター	(社福)四日市市社会福祉協議会	四日市市	平成14年10月
	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター ブレス	(社福)三重済美学院	伊勢市	平成16年4月
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター(甲賀)	(社福)しがらき会	甲賀市	平成14年5月
	湖東地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ひかり福祉会	彦根市	平成16年7月
	おおつ障害者就業・生活支援センター	(NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会	大津市	平成18年4月
	湖西地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ゆたか会	高島市	平成19年4月
京都府	京都障害者就業・生活支援センター	(社福)京都障害児福祉協会	京都市北区	平成15年4月
	障害者就業・生活支援センター はびねす	(社福)南山城学園	城陽市	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	舞鶴市	平成18年4月
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪市平野区	平成14年5月
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪知的障害者育成会	大東市	平成16年4月
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	富田林市	平成17年4月
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぷくぷく福祉会	吹田市	平成18年4月
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会	高槻市	平成18年4月

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
	八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	(社福)信貴福祉会	八尾市	平成19年4月
	とよなか障害者就業・生活支援センター	(NPO)豊中市障害者就労雇用支援センター	豊中市	平成19年4月
兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	加古川市	平成14年5月
	神戸障害者就業・生活支援センター	(社福)神戸聖隷福祉事業団	神戸市兵庫区	平成16年4月
	西播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	赤穂市	平成18年4月
	淡路障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	洲本市	平成19年4月
奈良県	なら障害者就業・生活支援センター コンパス	(社福)寧楽ゆいの会	奈良市	平成16年4月
	なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	(社福)大和会	桜井市	平成19年4月
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	田辺市	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一麦会	和歌山市	平成16年4月
	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	(社福)太陽福祉会	御坊市	平成18年4月
	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あーち	(社福)和歌山県福祉事業団	新宮市	平成19年4月
鳥取県	障害者就業・生活支援センターしゅーと	(NPO)すてっぷ	米子市	平成15年1月
	障害者就業・生活支援センター しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	鳥取市	平成16年10月
島根県	島根西部障害者就業・生活支援センター レント	(社福)いわみ福祉会	浜田市	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター リーフ	(社福)親和会	出雲市	平成16年7月
	松江障害者就業・生活支援センター	(社福)桑友	松江市	平成17年4月
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福)旭川荘	岡山市	平成14年5月
	倉敷障害者就業・生活支援センター	(社福)倉敷市総合福祉事業団	倉敷市	平成16年7月
	津山障害者就業・生活支援センター	(社福)津山社会福祉事業会	津山市	平成19年4月
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援センター	(社福)みどりの町	三原市	平成14年5月
	東部地域障害者就業・生活支援センター	(社福)静和会	府中市	平成16年4月
	広島中央障害者就業・生活支援センター	(社福)つつじ	東広島市	平成19年4月
山口県	光栄会 障害者就業・生活支援センター	(社福)光栄会	宇部市	平成14年5月
徳島県	障害者就業・生活支援センター「わーくわく」	(社福)愛育会	板野郡松茂町	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター「箬藏山荘」	(社福)池田博愛会	三好市	平成17年4月
	障害者就業・生活支援センター よりそい	(社福)柏涛会	海部郡美波町	平成18年4月
香川県	障害者就業・生活支援センター 共生	(社福)恵愛福祉事業団	東かがわ市	平成15年4月

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
	障害者就業・生活支援センター オリーブ	(社福)あゆみの会	高松市	平成19年4月
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福)愛媛県社会福祉事業団	松山市	平成14年10月
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福)来島会	今治市	平成16年7月
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	四万十市	平成15年1月
	高知障害者就業・生活支援センター シャイン	(社福)太陽福祉会	高知市	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター ゆうあい	(社福)高知県知的障害者育成会	香美市	平成19年4月
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育成会	北九州市戸畑区	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	(社福)上横山保育会	八女郡広川町	平成17年4月
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	直方市	平成18年4月
	障害者就業・生活支援センター野の花	(社福)野の花学園	福岡市西区	平成19年4月
佐賀県	たちばな会 障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	嬉野市	平成14年7月
	障害者就業・生活支援センター もしもしネット	(社福)若楠	鳥栖市	平成19年4月
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	諫早市	平成14年5月
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	北松浦郡佐々町	平成18年4月
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇用支援協会	熊本市	平成16年4月
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」	(社福)慶信会	八代市	平成17年4月
	熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす	(社福)菊愛会	菊池市	平成19年4月
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会	大分市	平成14年10月
	障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	宇佐市	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター はぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	日田市	平成18年4月
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	宮崎市	平成15年4月
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	日置郡伊集院町	平成15年10月
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	(社福)名護学院	名護市	平成14年5月
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	沖縄市	平成16年7月
	南部地区障害者就業・生活支援センター しごと・せいかつ支援センター 群星(むりぶし)	(社福)伊集の木会	那覇市	平成17年4月

## 障害者の就労移行支援施設における「就労移行支援のための チェックリスト」の利用状況アンケート調査結果の概要

厚生労働省障害福祉課

### 1. 調査の目的

自立支援法に基づく就労移行支援施設において「就労移行支援のためのチェックリスト」がどのように活用されているか利用状況を把握することを目的とする。

### 2. 調査の対象

平成19年10月1日現在の就労移行支援施設に対し調査（施設数は把握できていない。）

### 3. 調査方法

アンケート調査による調査

### 4. 調査項目

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が19年6月に実施した「雇用移行支援のためのチェックリスト」利用状況アンケート調査に準じた。

- ①チェックリストの利用の有無、利用していない理由、利用見込み
- ②利用場面
- ③利用目的
- ④対象者
- ⑤1人あたり利用回数
- ⑥項目数
- ⑦つけやすさ
- ⑧効果的に活用した事例
- ⑨チェックリスト見直しに対する意見

### 5. 調査回収状況

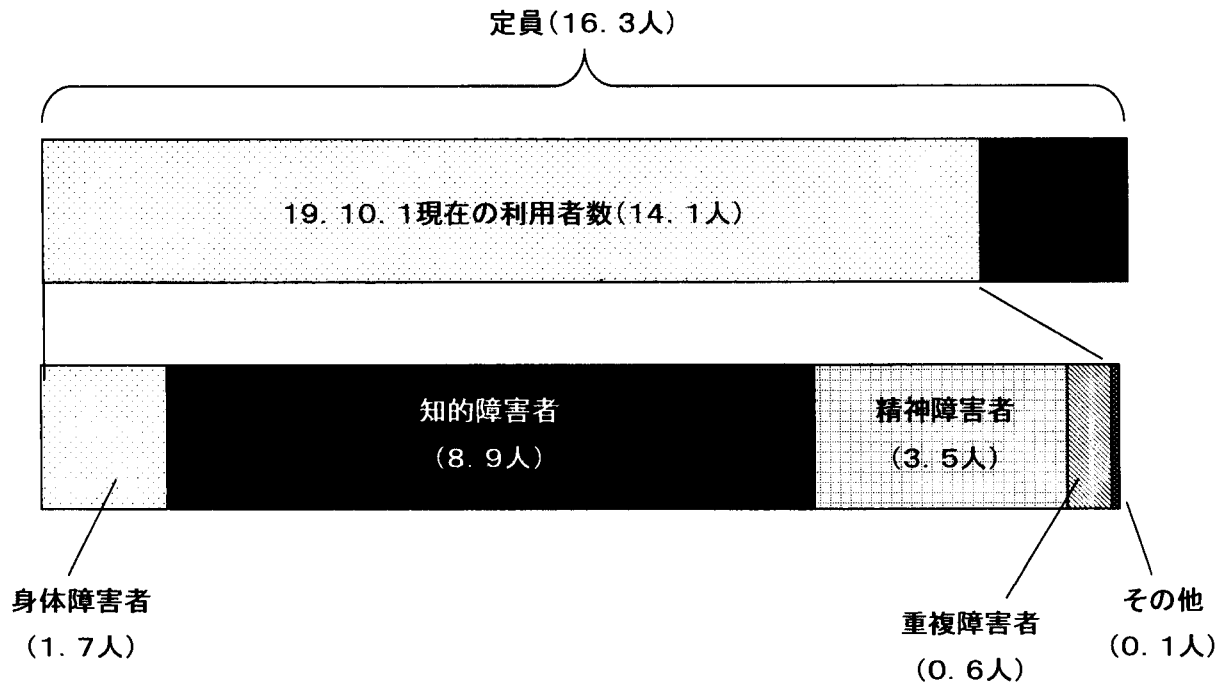
629事業所から回答。（配布事業所数は把握できていない。ただし、WAMネットの20年1月8日現在の就労移行支援施設663カ所で推計すると約95%）



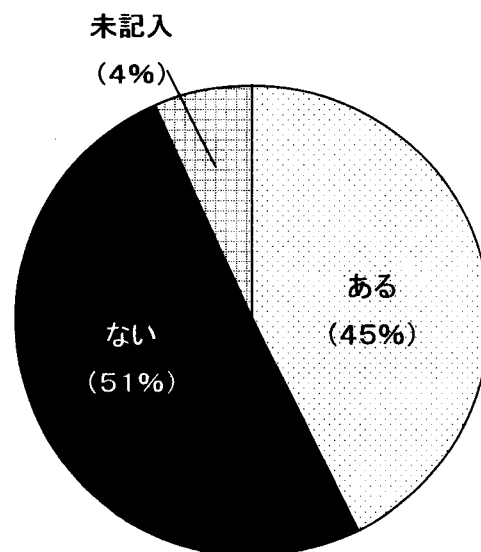
## 6. 調査結果

### (1) 定員等の状況 (平均)

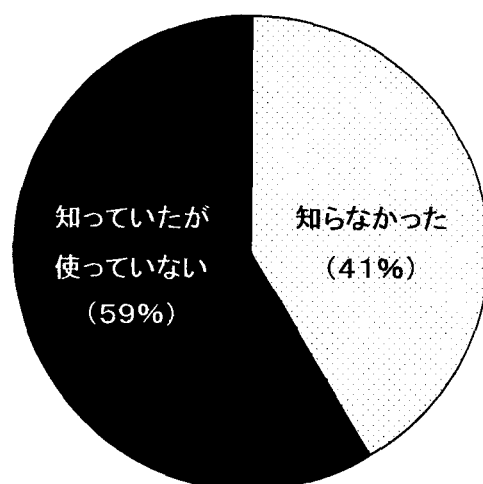
定員	19.10.1					
	現在の利用者数	うち身体障害者	うち知的障害者	うち精神障害者	うち重複障害者	その他
16.3人	14.1人	1.7	8.9人	3.5人	0.6人	0.1人



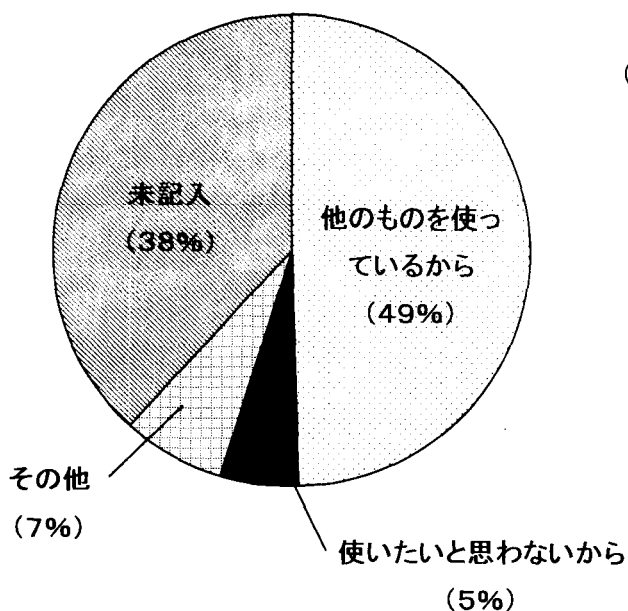
(問1) チェックリストを利用したことがありますか。



(問 1-2) チェックリストを利用したことの無い方のうちその理由は何か



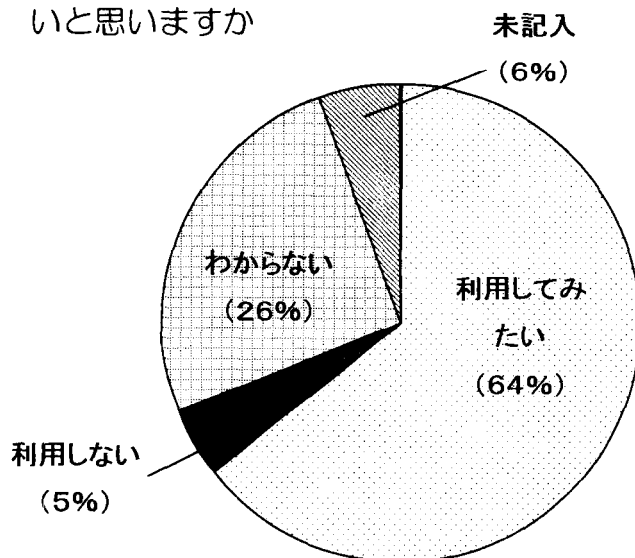
(問 1-3) チェックリストを利用したことの無い方のうち使っていないのはなぜか



(自由記載の主な内容)

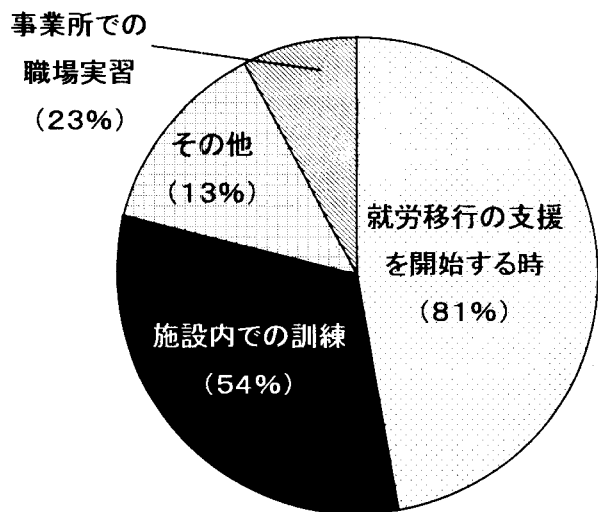
- ・対象者がまだいない
- ・知らなかった
- ・独自のものを使用している
- ・今後利用するかどうか検討中
- ・忙しくて手が回らない
- ・このチェックリストでは内容があわない
- ・その他

(問 1-4) チェックリストを利用したことの無い方のうち今後利用してみたいと思いますか



※以下使ったことがある事業所に対する質問

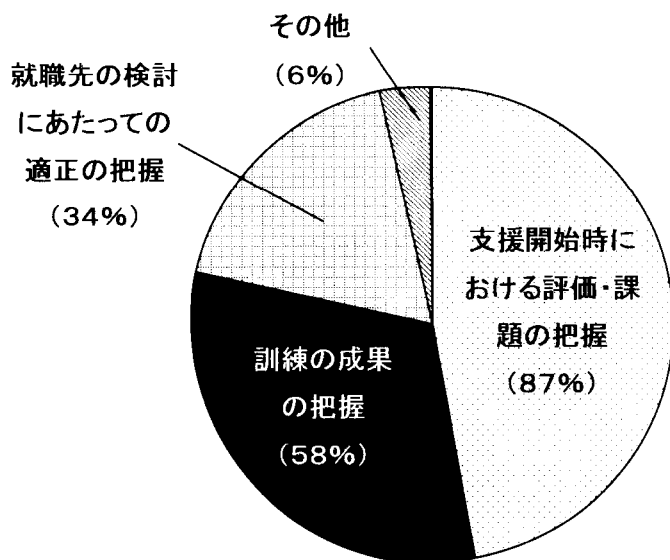
(問2) チェックリストはどのような場面で利用していますか。(複数選択可)



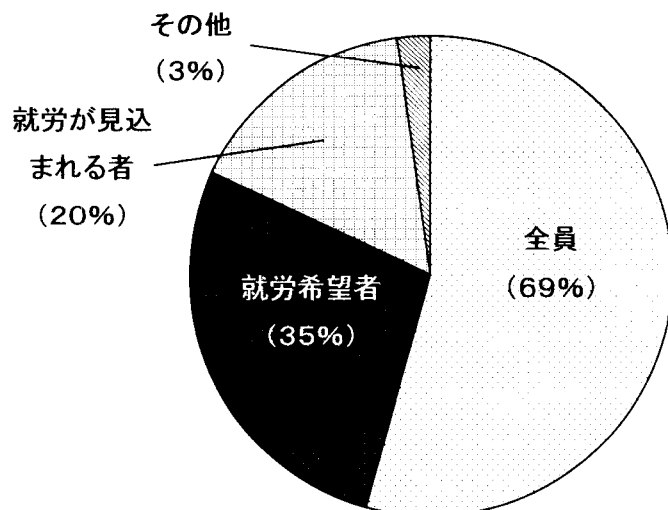
(自由記載の主な内容)

- ・ アセスメント、モニタリング  
個別支援計画作成時に使用している。
- ・ 工賃の査定時に使用している。
- ・ ハローワークへの提出
- ・ 雇用先への提出
- ・ 職場実習で活用
- ・ その他

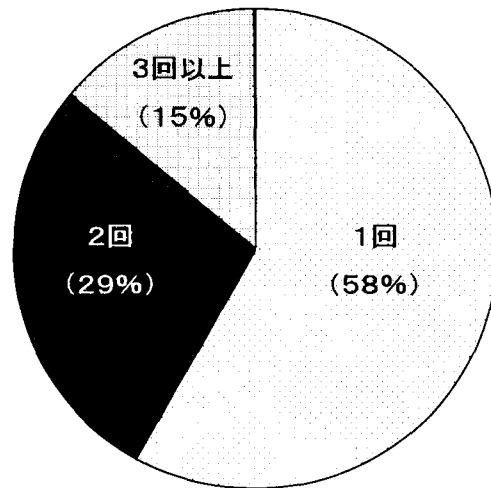
(問3) どのような目的で利用していますか。(複数選択可)



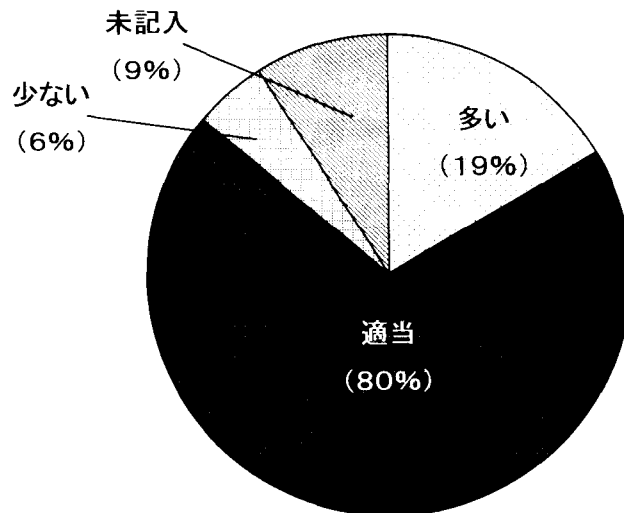
(問4) どのような人を対象に利用していますか。(複数選択可)



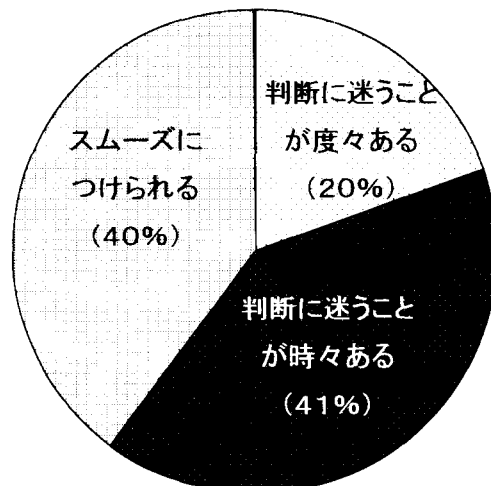
(問5) 1人あたり何回利用していますか。



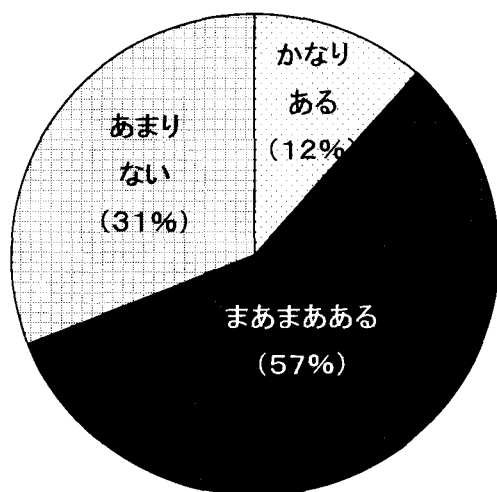
(問6) チェックリストの項目数についてどう思いますか。



(問7) チェックリストのつけやすさはどうですか。



(問8) チェックリストを効果的に活用できた事例はありますか。



(自由記載の主な内容)

- ・評価時
- ・目標設定ができた
- ・就職活動開始の判断
- ・施設外活動での記録
- ・アセスメント時
- ・ハローワークとの相談
- ・就労意欲を引き出す
- ・職場定着
- ・その他

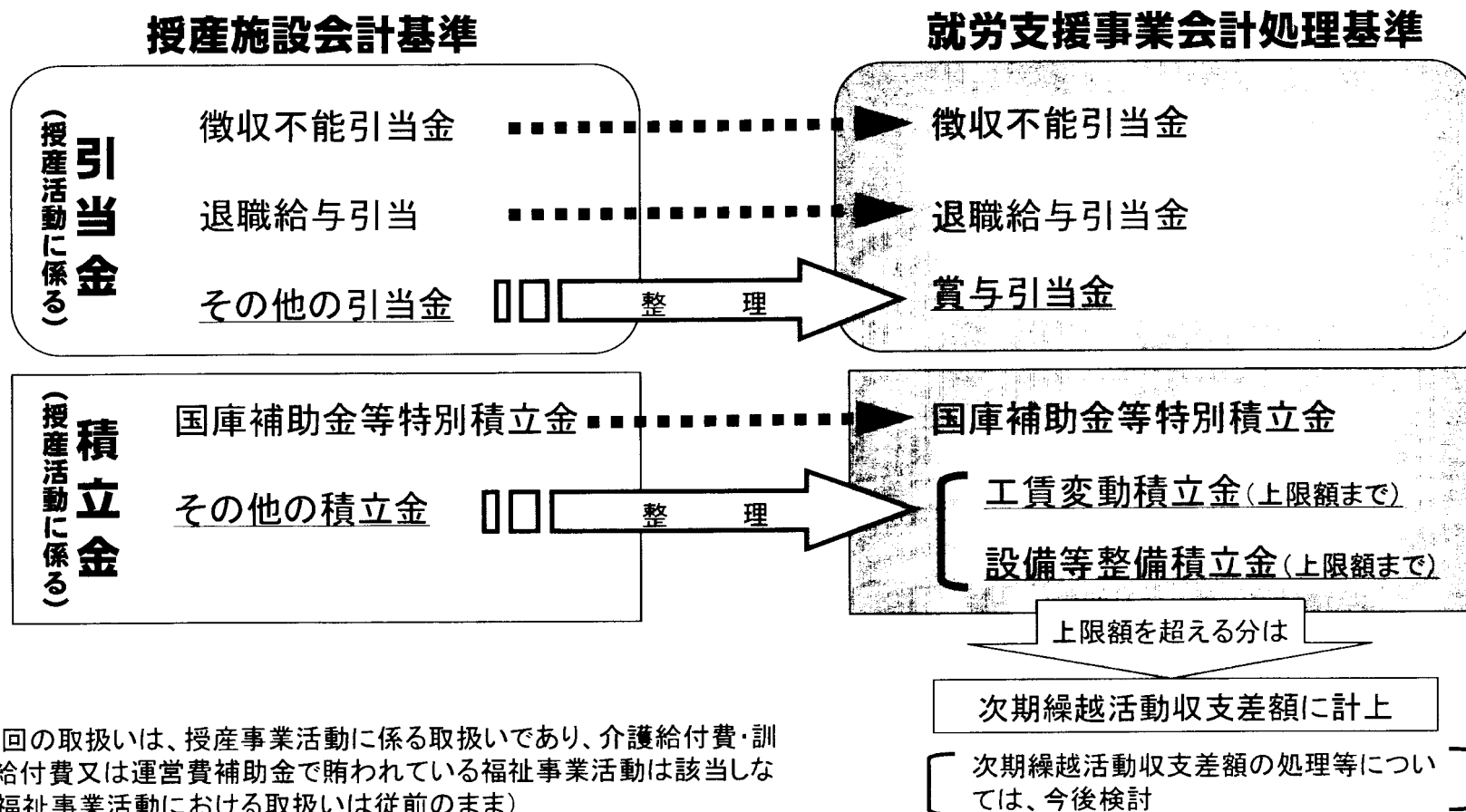
(問9) チェックリストの項目を見直すとしたらどのようになおしたらいいか  
ご意見がありましたら自由に記載してください

(自由記載の主な内容)

- ・精神的な支援項目を作ってほしい
- ・本人もわかりやすくしてほしい
- ・もう少し調査票の工夫をしてほしい
- ・項目が多い
- ・障害別のものがほしい
- ・職種別のものがほしい
- ・長所を伸ばすようなチェックリストがほしい
- ・職場定着がはかれるようなものがほしい
- ・企業が使えるようなものがほしい
- ・その他

# 就労支援事業会計処理基準への移行の際の積立金等について

- 平成18年10月に制定した「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理については、最も早い場合には平成19年度決算から適用されることとなる。
- その際、授産施設会計基準において設置を認めている既存の積立金、引当金の就労支援事業会計処理基準への移行に伴う承継処理のうち授産事業活動に係るものについては、以下のとおり取り扱うこととする。



(注) 今回の取扱いは、授産事業活動に係る取扱いであり、介護給付費・訓練等給付費又は運営費補助金で賄われている福祉事業活動は該当しない。(福祉事業活動における取扱いは従前のまま)

# 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

## 【概要】

- 障害者の「働く場」に対する**発注額を前年度より増加させた企業**について、企業が有する**減価償却資産の割増償却**を認める。(法人税等の軽減)

- ・ 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内に取得したものが対象。(例:建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」※詳細は別紙)
- ・ 発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を売買した場合等も含む。

## 【税制優遇対象者】

- 青色申告者である**全ての法人又は個人事業主**が対象。

## 【適用期間】

- **5年間**(平成20年4月1日～平成25年3月31日)の時限措置

## 【割増償却額】

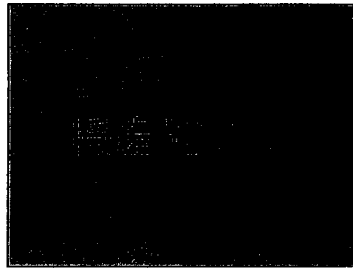
- 割増しして償却される**限度額は前年度からの発注増加額** (※)  
→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。  
(※)ただし、対象となる**固定資産の普通償却限度額の30%**を限度する。

## 【対象となる発注先】

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」(予定)

- ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 (A型・B型) ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設 (生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設) ・ 地域活動支援センター
- ・ 旧授産施設 (身体・知的・精神) ・ 旧福祉工場 (身体・知的・精神)
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

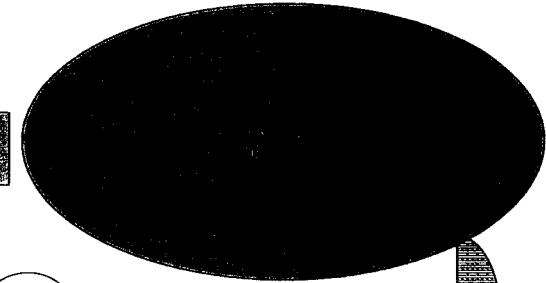
# 障害者の「働く場」への発注促進税制（イメージ）



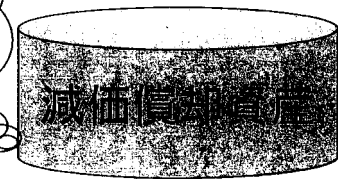
※障害者の「働く場」

就労継続支援事業所  
特例子会社  
重度障害者多数雇用事業所

等



割増償却



現事業年度を含む3事業年度以内に  
取得したものが対象

## 【具体例】

- ・減価償却資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・発注増加額が20万円の場合

償却限度額(①+②)  
**120万円**

=

普通償却限度額(①)  
**100万円** (1,000万円×10%)

+

発注増加額(②)  
**20万円** (※)

※ 発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となる。

普通償却限度額  
償却限度額 = 普通償却限度額 + 前年度からの発注増加額(※)

※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。



## (詳細) 減価償却資産の例

### ○減価償却資産

#### 一年以上の長期保有資産で取得価格20万円以上のもの

(例)

- 建物及びその附属設備 (暖冷房設備、照明設備、エレベーターなど)
- 機械及び装置 (工作機械、印刷機械、食料製造機械など)
- 車両及び運搬具 (自動車、フォークリフトなど)
- 工具、器具及び備品 (事務机、キャビネット、応接セット、パソコン、コピー機、医療機器など)
- 生物 (牛、馬、豚、綿羊、山羊、かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、なし樹、桃樹、いちじく樹、茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹など)

など

(参考)

# 平成20年度税制改正大綱 (抄)

平成19年12月13日  
自民党・公明党

## 第二 平成20年度税制改正の基本的考え方

### 4 環境問題、安心・安全への配慮

また、国民の暮らしの安心・安全が確保されるよう、(中略) **障害者の就労支援の観点から授産施設等に仕事を発注した企業に対する課税の特例の措置を講ずる。**

## 第三 平成20年度税制改正の具体的内容

### 四 環境問題、安心・安全への配慮

#### **7 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設**

青色申告書を提出する事業者が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、授産施設等に対して資産の譲渡、役務の提供等の対価として支払った金額(授産施設等取引金額)がある場合において、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額が前事業年度等における授産施設等取引金額の合計額を超えるときは、その事業年度又は直近2事業年度において取得等した固定資産について、30%の割増償却ができる制度を創設する。この場合において、割増償却額の合計額が、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額から前事業年度等における授産施設等取引金額の合計額を控除した残額を超えるときは、当該割増償却額の合計額は、当該残額を限度とする。

# 障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直しについて

## 1. 現行

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、障害者支援施設等（※）においてその活動の成果として製作された物品を買い入れる契約を規定。

（※）障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所。（経過措置により、更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）、福祉工場（身体、知的、精神）を含む。）

## 2. 今回の見直し（地方自治法施行令の改正：平成20年2月14日公布・平成20年3月1日施行）

### （1）経緯

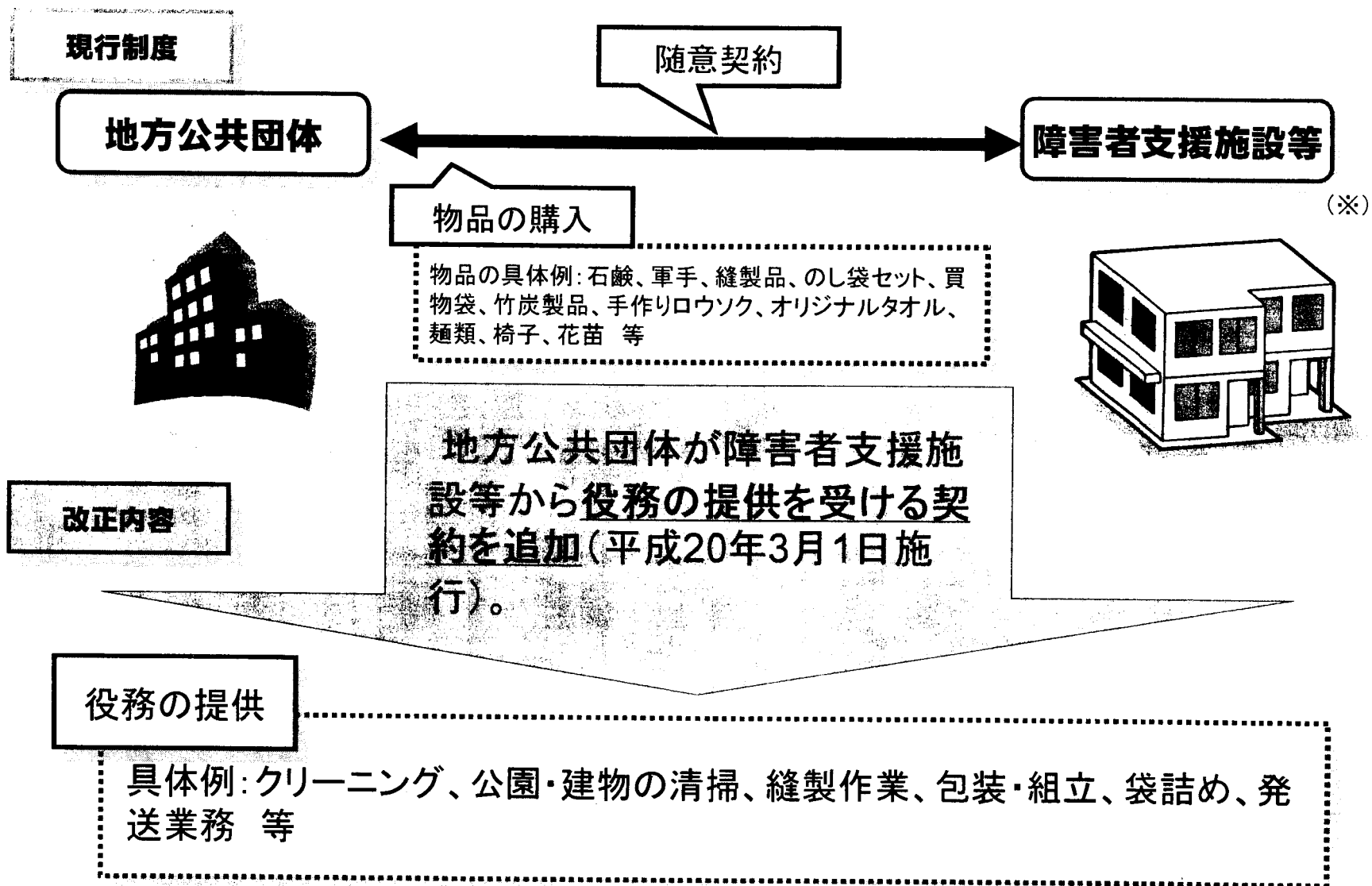
構造改革特区第10次提案募集（平成18年10月）において、現行で随意契約が可能とされている物品の購入以外にも「地方公共団体が障害者支援施設等と役務提供に係る随意契約を行うことを可能とすること」について特区提案が行われ、政府として「平成19年度中に結論」としていた。

### （2）改正内容

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加。

物品の具体例（現行）	役務の具体例（今般の改正で追加）
石鹼、軍手、縫製品、のし袋セット、買物袋、竹炭製品、手作りロウソク、オリジナルタオル、麺類、椅子、花苗 等	クリーニング、公園・建物の清掃、縫製作業、包装・組立、袋詰め、発送業務 等

# 障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し



※ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設・更生施設(身体、知的)、授産施設(身体、知的、精神)及び福祉工場(身体、知的、精神)、小規模作業所。

## 2 障害者の地域生活移行について

### (1) 地域生活移行に関する取組状況について

障害者自立支援法は、障害者の地域生活への移行を日指しており、平成18年度中に各都道府県及び各市町村において策定した障害福祉計画における数値目標の達成のため、計画的に必要なサービス量の整備を図ることが必要である。

入所者の地域生活への移行に関する取組状況を調査した結果（平成19年10月1日現在。別添資料7）、36都道府県が既に地域生活への移行に向けて、「地域生活を体験する取組」や「啓発事業等の取組」を実施しており、また、平成17年10月1日から平成19年10月1日にかけて9,344人（6.7%）【速報値】が入所施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移し、入所者数が389人（0.3%）【速報値】減少しているところであるが、更なる取組をお願いする。

### (2) 各施策の積極的な活用について

障害者が地域で安心して暮らせることを日指す障害者自立支援法の施行からまもなく2年が経過しようとしているが、各都道府県におかれては、この趣旨を踏まえ、障害者の地域生活移行の推進に御尽力いただいていると認識している。

既に御案内のとおり、与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書を踏まえ、平成20年度予算案において、障害者の地域生活移行を更に推進するため、新たにケアホーム等を新設する場合等の費用について、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象とすることとしたほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を新たに講じたところである。

また、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を見直し、施設外就労の推進、小規模作業所の新体系への移行促進、ケアホームにおける重度障害者の支援体制強化、相談支援の充実強化、地域の理解促進などのメニューを追加したほか、退院促進の専門家の養成等を図るための「精神障害者退院促進等強化事業」について、身体障害者・知的障害者の地域生活移行に関する研修についても対象とするなどの措置を講じたところである。

については、各都道府県におかれては、当事者や障害者の地域生活移行を支える事業者等が、障害者自立支援法に基づく事業等を十分に活用できるよう積極的に周知するなど、幅広い支援をお願いしたい。

### (3) 入所施設からの地域生活への移行について

障害者の地域生活移行について、各都道府県が定めた障害福祉計画の集計結果によると、平成23年度末までに1.9万人が入所施設から地域生活へ移行すると見込まれている。

入所施設における地域生活移行に向けた取組を報酬上評価する仕組みとして、

- ① 退所する利用者に対し、居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合における「地域移行加算」や「退所時支援特別加算」
  - ② 地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行う「自活訓練加算」
- が設けられている。

入所施設から地域生活への移行に当たっては、入所施設がこのような報酬上の評価の仕組みを活用しつつ、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者などの地域の関係者と連携して、退所者の意向を踏まえた地域生活移行後の生活支援体制を確保することが重要であるので、積極的な取組をお願いする。

#### **(4) 地域生活のための基盤整備について**

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業のみならず、インフォーマルサービスを含めたさまざまな社会資源を組み合わせるなど、利用者のニーズを踏まえた上で、効果的な支援を提供していくとともに、障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の更なる充実、地域自立支援協議会を中心に関係機関の連携強化や社会資源の開発・改善等による地域の基盤整備を推進することが重要である。

各都道府県におかれては、障害者が地域で安心して暮らしていくための基盤整備が図られるよう、管下市町村に対する支援をお願いする。

#### **(5) 住まいの場の確保について**

障害者の住まいの場の確保は、障害者の地域生活移行を進めるためにも重要な課題であり、中でも地域生活移行後の住まいの場として、ケアホーム等を計画的に整備することが必要である。

このため、平成20年度予算案において、新たにケアホーム等を新設する場合等の費用について、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としたところであり、特別対策において講じたケアホーム等を実施するアパート等の敷金・礼金に対する助成とともに、積極的に活用して、計画的な整備に努めていただきたい。

また、地域生活支援事業において、市町村が行う事業として、賃貸契約による一般住宅への入居に際して物件のあっせん依頼や緊急時の対応等を行う「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」が定められており、平成19年4月1日現在、228市町村でこの事業に取り組んでいただいているところである。

居住サポート事業を実施していない市町村においては、積極的な取組により、障害者の居住支援に努めていただきたい。

なお、ケアホーム等については、地域生活移行後の居住の場として大きな役割を果たしているものの、一方で、労働基準関係法令の遵守も求められることから、職員の勤務体制の配慮についても関係事業者への啓発等を図っていただきたい。

## (6) 住宅施策と福祉施策の連携について

障害者の住まいの場を確保するためには、住宅施策との連携が重要である。

住宅施策との連携については、社会福祉法人等が公営住宅を賃借してグループホーム等に活用している例もある。

このため、例えば、公営住宅の空室状況などについて住宅部局から情報提供を受けて、グループホーム等として活用可能な場合には事業者にも周知したり、事業者からの活用希望場所等を住宅部局へ情報提供するほか、独立行政法人都市再生機構（UR）などの公的賃貸住宅事業者との連携等も考えられるので、障害者の住まいの場の確保に向けた関係者との協力関係の構築をお願いしたい。

なお、国土交通省の施策である「あんしん賃貸支援事業」と地域生活支援事業である「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」との連携については、かねてより御協力をお願いしているところであるが、「あんしん賃貸支援事業」の更なる活用を図るため、本年2月1日付けで住宅施策と福祉施策との連携について国土交通省の担当課長との連名通知を発出したところであるので、住宅部局との一層の連携を図り、今後とも居住サポート事業と連携して障害者の居住支援に努めていただきたい。

このほか、国土交通省の住宅施策として、

- ① 社会福祉法人や民間事業者等が、障害者等向けの良質な賃貸住宅を供給する際の整備費や家賃の低廉化に要する費用に対する助成（地域住宅交付金）
- ② 家賃滞納等に対する大家の不安のために障害者等の民間賃貸住宅への入居が敬遠される事態を解消するための未払い家賃等についての保証制度（家賃債務保証制度）

などがあるので、このような施策も活用しながら、障害者の居住の確保に努めていただきたい。

## (7) 生活保護施策との連携について

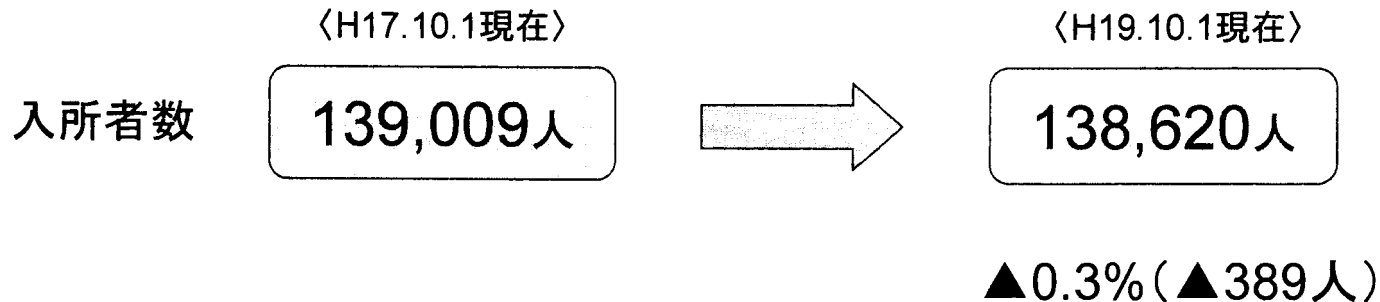
受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行について、生活保護施策においては、平成19年度からセーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューとして、福祉事務所に専門職員を配置するための経費などについて補助する「生活保護精神障害者退院促進事業」を創設し、退院可能精神障害者の地域生活移行に向けて取り組んでいるところである。

その結果、平成19年11月までに全国で469人が退院したとの報告を受けているので、今後とも生活保護部局とも連携を図りながら退院可能精神障害者の地域生活移行に取り組んでいただきたい。

# 入所者の地域生活への移行に関する状況について

速報値

## 1 入所者の推移



## 2 入所者数の増減内訳

〈 入 所 者 数 減 の 内 訳 〉

〈入所者数増の内訳〉

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所等
▲9,344人	▲2,967人	▲662人	▲90人	▲2,474人	▲3,408人	▲18,945人	18,556人

## 3 地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

地域生活へ移行した者 9,344人 6.7%
(H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
2270人(24.3%)	1661人(17.8%)	195人(2.1%)	112人(1.2%)	1072人(11.5%)	190人(2.0%)	3642人(39.0%)	202人(2.2%)



<b>入所者の地域生活への移行に向けた取組状況</b>
-----------------------------

【速報値】

都道府県名	平成17年10月1日から平成19年10月1日までの地域移行等の取組状況					
	H17. 10. 1 (入所者数)(A)	H19. 10. 1 (入所者数)(B)	削減数(C) (A-B)	削減率(D) (C/A)	地域移行者数 (E)	移行率(F) (E/A)
北海道	12,050人	11,827人	223人	1.9%	664人	5.5%
青森県	3,015人	2,999人	16人	0.5%	182人	6.0%
岩手県	2,371人	2,347人	24人	1.0%	199人	8.4%
宮城県	2,210人	2,107人	103人	4.7%	137人	6.2%
秋田県	3,472人	3,452人	20人	0.6%	159人	4.6%
山形県	2,104人	2,107人	-3人	-0.1%	123人	5.8%
福島県	2,228人	2,235人	-7人	-0.3%	124人	5.6%
茨城県	3,033人	3,137人	-104人	-3.4%	270人	8.9%
栃木県	2,836人	2,759人	77人	2.7%	304人	10.7%
群馬県	2,979人	2,963人	16人	0.5%	76人	2.6%
埼玉県	4,737人	4,722人	15人	0.3%	277人	5.8%
千葉県	5,411人	5,462人	-51人	-0.9%	322人	6.0%
東京都	4,116人	4,317人	-201人	-4.9%	198人	4.8%
神奈川県	4,815人	4,935人	-120人	-2.5%	365人	7.6%
新潟県	2,214人	2,209人	5人	0.2%	184人	8.3%
富山県	1,628人	1,623人	5人	0.3%	65人	4.0%
石川県	1,740人	1,779人	-39人	-2.2%	98人	5.6%
福井県	1,693人	1,684人	9人	0.5%	45人	2.7%
山梨県	1,554人	1,593人	-39人	-2.5%	44人	2.8%
長野県	2,789人	2,652人	137人	4.9%	293人	10.5%
岐阜県	2,439人	2,493人	-54人	-2.2%	55人	2.3%
静岡県	4,124人	4,064人	60人	1.5%	356人	8.6%
愛知県	4,390人	4,365人	25人	0.6%	166人	3.8%
三重県	1,684人	1,691人	-7人	-0.4%	129人	7.7%
滋賀県	1,068人	1,098人	-30人	-2.8%	110人	10.3%
京都府	2,272人	2,242人	30人	1.3%	144人	6.3%
大阪府	5,219人	4,998人	221人	4.2%	630人	12.1%
兵庫県	4,597人	4,588人	9人	0.2%	454人	9.9%
奈良県	1,295人	1,302人	-7人	-0.5%	30人	2.3%
和歌山県	1,391人	1,402人	-11人	-0.8%	97人	7.0%
鳥取県	1,167人	1,133人	34人	2.9%	94人	8.1%
島根県	1,596人	1,557人	39人	2.4%	178人	11.2%
岡山県	2,716人	2,700人	16人	0.6%	216人	8.0%
広島県	3,270人	3,285人	-15人	-0.5%	250人	7.6%
山口県	2,477人	2,590人	-113人	-4.6%	159人	6.4%
徳島県	1,597人	1,669人	-72人	-4.5%	103人	6.4%
香川県	1,235人	1,274人	-39人	-3.2%	119人	9.6%
愛媛県	2,140人	2,131人	9人	0.4%	87人	4.1%
高知県	1,393人	1,366人	27人	1.9%	76人	5.5%
福岡県	7,257人	7,359人	-102人	-1.4%	479人	6.6%
佐賀県	1,556人	1,474人	82人	5.3%	124人	8.0%
長崎県	2,925人	2,842人	83人	2.8%	280人	9.6%
熊本県	3,323人	3,319人	4人	0.1%	156人	4.7%
大分県	2,412人	2,313人	99人	4.1%	241人	10.0%
宮崎県	1,934人	1,939人	-5人	-0.3%	156人	8.1%
鹿児島県	3,780人	3,774人	6人	0.2%	187人	4.9%
沖縄県	2,757人	2,743人	14人	0.5%	139人	5.0%
全国計	139,009人	138,620人	389人	0.3%	9,344人	6.7%

※各県内に設置されている入所施設の状況

## ◇都道府県の取組状況

## 1. 地域生活移行の取り組みを既に行っている自治体(36都道府県)

北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県

## 2. 平成19年度中に地域生活移行の取り組みを行う予定の自治体(2県)

群馬県、山梨県

公営住宅における障害者グループホームへの活用戶数 (別添資料9)  
 《平成19年3月末現在》

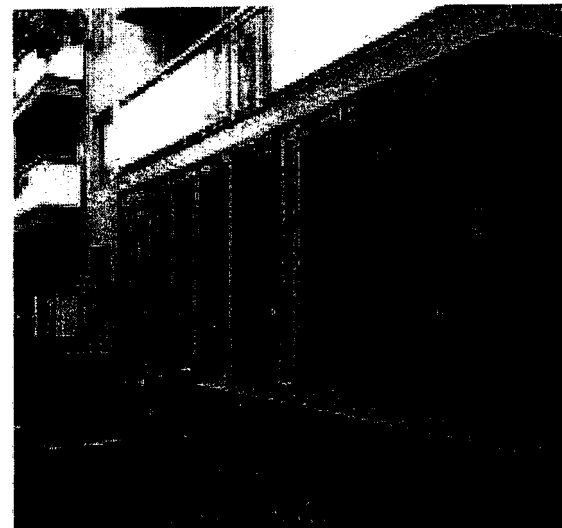
都道府県名	戸数
北海道	11
青森	6
岩手	6
宮城	9
秋田	1
山形	0
福島	0
茨城	3
栃木	0
群馬	4
埼玉	0
千葉	0
東京	26
神奈川	11
新潟	0
富山	2
石川	0
福井	0
山梨	1
長野	24
岐阜	4
静岡	8
愛知	22
三重	8
滋賀	1
京都	0
大阪	296
兵庫	11
奈良	0
和歌山	0
鳥取	2
島根	5
岡山	0
広島	8
山口	7
徳島	1
香川	0
愛媛	0
高知	4
福岡	2
佐賀	0
長崎	16
熊本	6
大分	4
宮崎	2
鹿児島	5
沖縄	3
計	519

※国土交通省調べ

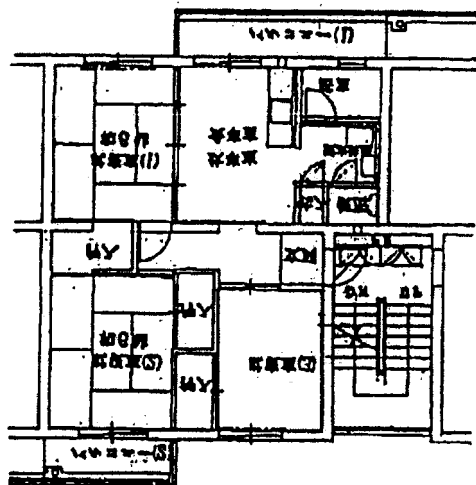
# 公営住宅を活用したグループホームの事例①

## グループホームポニー (大阪府営御池台2丁目住宅)

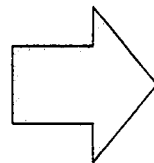
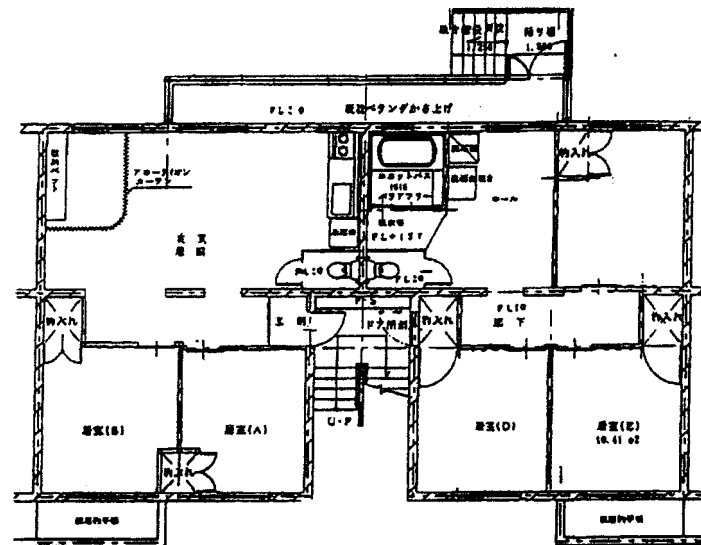
- ・ 連結したバルコニーを室内通路化  
(隣接した2戸を一体的に使用するため)
- ・ 共用の浴室・台所等の設置、専用部分の間仕切りの変更 等



(改良前)  
3DK(56.81㎡)×2戸



(グループホーム改良後)  
5室+食堂・居間、ホール、共同浴室

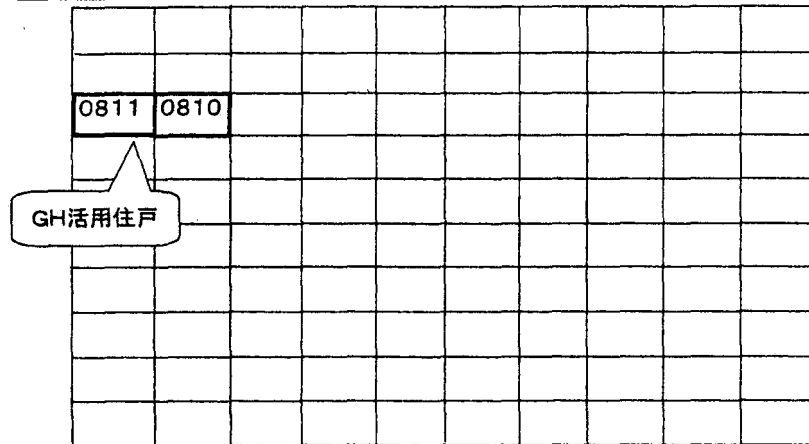


## 公営住宅を活用したグループホームの事例②

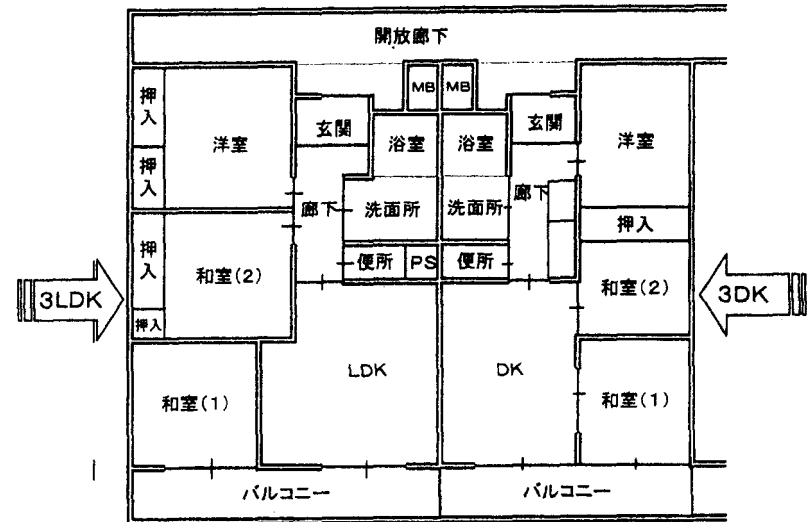
### グループホーム なごみ（精神障害者） （大阪府営美原北余部住宅）

- ・ 住戸の位置 8階の両隣
- ・ 活用住戸 3DK（73.14㎡）と3LDK（82.77㎡）（改修無し）
- ・ 入居者・世話人 4人（女性4人）につき、世話人1人

① 住戸の位置



② 住戸の平面図

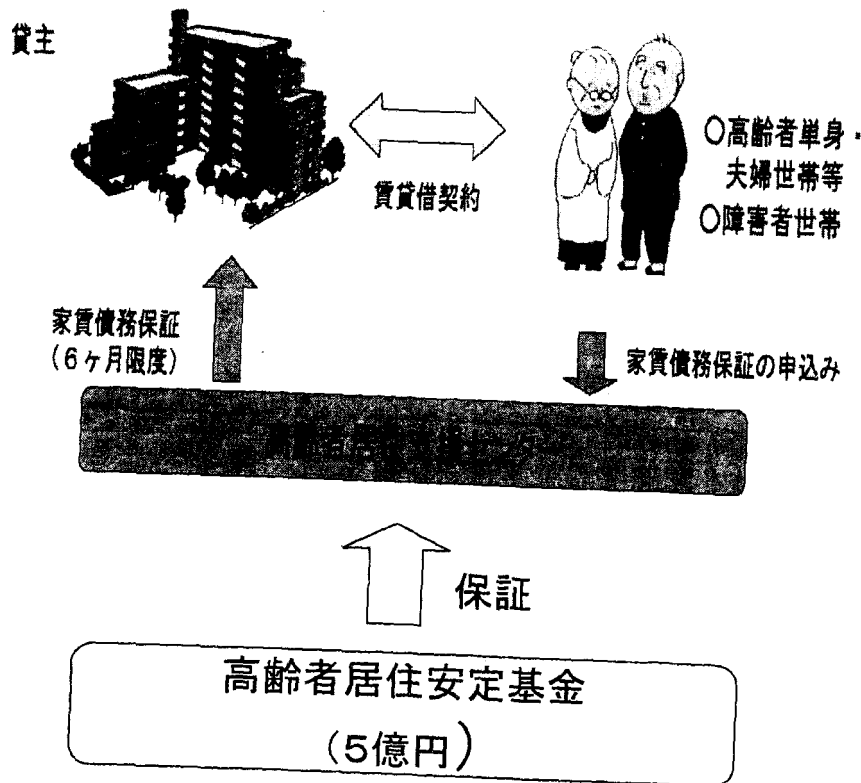


入居者の居住室

# 家賃債務保証制度

## 制度の概要

高齢者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を対象とする滞納家賃の債務保証を高齢者居住支援センター(指定された法人)が実施し、大家の不安を解消。(平成13年から)



## 保証の内容

### (1) 対象者

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯(収入階層の50%未満の世帯に限る)、外国人世帯

### (2) 家賃債務保証の概要

#### ① 保証の対象

未払い家賃及び原状回復費用、訴訟に要する費用

#### ② 保証限度額

【未払い家賃】家賃の6ヶ月分を限度  
【原状回復費用・訴訟に要する費用】家賃の9ヶ月分を限度

#### ③ 保証期間

2年間(更新可)

#### ④ 保証料

月額家賃の35%

# 「高齢者居住支援センター」の家賃債務保証制度について

～(財)高齢者住宅財団HPより～

- ・ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度。
- ・ 国土交通大臣から高齢者居住支援センターの指定を受けて家賃債務保証制度を運営している「財団法人高齢者住宅財団」(以下「財団」という。)が、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯を対象とした家賃債務保証制度を実施。

## 家賃債務保証制度の概要

### 1. 対象住宅

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯もしくは外国人世帯の入居を敬遠しないものとして、財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定書を締結した賃貸住宅

### 2. 対象世帯

(1) 高齢者世帯：(略)

(2) 障害者世帯：障害の程度が次に該当する者が入居する世帯

① 身体障害：1級～4級

② 精神障害：1級または2級

③ 知的障害：精神障害に準ずる

(3) 子育て世帯：(略)

(4) 外国人世帯：(略)

### 3. 保証の対象

(1) 滞納家賃(共益費及び管理費を含む)

(2) 原状回復費および訴訟費用 ※家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。

### 4. 保証限度額

(1) 滞納家賃：月額家賃の6ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

(2) 原状回復費用および訴訟費用：月額家賃の9ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

5. 保証引受期間 原則2年間(更新可)

6. 保証料2年間の保証で月額家賃の35%(一括払い)(これは2年分の家賃の約1.5%の負担に相当。)

(注)制度の詳細は、財団にお問い合わせ下さい。

### 3 相談支援体制の充実について

#### (1) 市町村における相談支援体制の整備について

障害者が地域で安心して生活するためには、障害者からの相談に適切に応じ、必要な情報を提供するとともに、複数のサービスを適切に結びつけて調整し、社会資源の改善及び開発を行う相談支援の体制を強化させることが不可欠であると考えられるので、地域生活支援事業の「市町村相談支援機能強化事業」等を活用し、相談支援体制の強化に向けた特段の御配慮をお願いしたい。

また、今般の「緊急措置」により、障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施など、きめ細やかな相談支援を実施するために「相談支援充実・強化事業」を措置したので、積極的な活用をお願いする。

#### (2) 地域自立支援協議会の設置等について

障害者が地域で安心して生活するためには、地域における相談支援体制を強化するとともに、地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関の連携強化等を図る必要があるが、全国で概ね50%の設置（平成19年12月1日現在）にとどまっている。

地域自立支援協議会は、地域の関係機関との連携を強化し、情報を共有するとともに障害者が抱える実際のニーズや地域の課題について関係者が具体的に協働する場であり、地域で障害者を支える中核的な役割を担っていることから、未設置市町村においては、早期の設置を進めることとし、設置済市町村においても、協議会の活性化に努めていただきたい。

（地域自立支援協議会の設置状況：平成19年12月1日現在）

都道府県名	設 置 時 期			都道府県名	設 置 時 期		
	設置済	H19年度	H19以降		設置済	H19年度	H19以降
北海道	47.8%	24.4%	27.8%	滋賀県	100.0%	0.0%	0.0%
青森県	60.0%	35.0%	5.0%	京都府	34.6%	50.0%	15.4%
岩手県	94.3%	5.7%	0.0%	大阪府	27.9%	20.9%	51.2%
宮城県	52.8%	19.4%	27.8%	兵庫県	46.3%	34.1%	19.5%
秋田県	56.0%	36.0%	8.0%	奈良県	64.1%	15.4%	20.5%
山形県	20.0%	60.0%	20.0%	和歌山県	70.0%	30.0%	0.0%
福島県	13.3%	23.3%	63.3%	鳥取県	10.5%	73.7%	15.8%
茨城県	18.2%	45.5%	36.4%	島根県	38.1%	52.4%	9.5%
栃木県	48.4%	41.9%	9.7%	岡山県	100.0%	0.0%	0.0%
群馬県	97.4%	2.6%	0.0%	広島県	65.2%	30.4%	4.3%
埼玉県	61.4%	27.1%	11.4%	山口県	59.1%	18.2%	22.7%
千葉県	66.1%	26.8%	7.1%	徳島県	25.0%	37.5%	37.5%

東京都	22.6%	32.3%	45.2%	香川県	100.0%	0.0%	0.0%
神奈川県	57.6%	36.4%	6.1%	愛媛県	45.0%	45.0%	10.0%
新潟県	65.7%	20.0%	14.3%	高知県	31.4%	17.1%	51.4%
富山県	86.7%	13.3%	0.0%	福岡県	21.2%	33.3%	45.5%
石川県	21.1%	42.1%	36.8%	佐賀県	100.0%	0.0%	0.0%
福井県	76.5%	23.5%	0.0%	長崎県	21.7%	39.1%	39.1%
山梨県	32.1%	57.1%	10.7%	熊本県	83.3%	16.7%	0.0%
長野県	96.3%	3.7%	0.0%	大分県	100.0%	0.0%	0.0%
岐阜県	40.5%	26.2%	33.3%	宮崎県	13.3%	70.0%	16.7%
静岡県	9.5%	40.5%	50.0%	鹿児島県	15.2%	30.4%	54.3%
愛知県	42.9%	57.1%	0.0%	沖縄県	14.6%	70.7%	14.6%
三重県	62.1%	24.1%	13.8%	全国計	49.6%	29.4%	20.9%

### (3) 都道府県による市町村支援について

都道府県においては、地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」や平成18年末の特別対策により措置した「特別アドバイザー派遣事業」により、市町村の相談支援体制の充実・強化等について、具体的に丁寧な支援を行うことが期待できることから、積極的な実施に努めていただきたい。

また、都道府県自立支援協議会については、平成19年度中に全ての都道府県で設置される予定となっている。未設置県においては、市町村に対する支援を強化するためにも早期の設置を進めることとし、設置済県においてもアドバイザー等と連携の上、協議会の活性化に努めていただきたい。

なお、地域自立支援協議会の設置・運営について、平成19年度障害者保健福祉推進事業により、「自立支援協議会設置・運営マニュアル」を作成し、別途、各自治体に配布することとしているので、管下市町村に対して説明会を行う等、地域自立支援協議会未設置市町村に対する支援や相談支援体制の充実に特段の御配慮をお願いしたい。

### (4) サービス利用計画作成費について

障害者自立支援法における相談支援については、地域生活支援事業の「障害者相談支援事業」のほか、障害者支援施設からの退所等に伴い一定期間集中的な支援が必要である者等に対しては、自立支援給付としてサービス利用計画作成費を支給することとされている。

今般、サービス利用計画作成費の支給対象者となる支給決定障害者等についての解釈通知（「サービス利用計画作成費の支給対象となる支給決定障害者等について」（平成20年1月31日障障発第0131001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を发出したので、市町村においては、支援が必要な者に適切な支給決定が行われるようお願いする。



◎サービス利用計画作成費の支給対象者（省令上の規定）

- ①障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ②単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害・疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ③重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

◎通知により、次のとおり支給対象者の範囲を明確化（平成20年1月31日）

①の「障害者支援施設からの退所等」

→ 障害者支援施設からの退所のほか、共同生活介護又は共同生活援助からの退居、精神科病院からの退院など地域生活への移行に当たり住環境や生活環境が大きく変わる場合、家族の入院や死亡又は弟妹の出生等による家庭環境の変化やライフステージの変化（乳幼児期から学齢期への移行や学齢期から就労への移行等）により生活環境が大きく変わる場合等

②の「同居している家族の障害・疾病等」

→ 同居している家族等の障害・疾病のほか、家族が高齢（要介護状態等）である場合、家族による放置、無理解、無関心等により家族等による援助を受けることが困難である場合等

## （５）障害者の権利擁護について

障害者の「自己決定と自己選択」「利用者本位」の理念を実現するため、障害者の権利擁護を図ることは極めて重要です。このため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応じるとともに、家庭裁判所、社団法人成年後見センター・リーガルサポート (<http://www.legal-support.or.jp/>) や社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ (<http://www.jacsw.or.jp/contents/kenri/index.htm>) 等の関係機関との連携に努めていただきたい。

また、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して、①市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健福祉法第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者、②障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない（原則、2親等以内の親族がいない）重度の知的障害者又は精神障害者、③所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者という要件を満たす場合に、市町村が実施する地域生活支援事業（成年後見制度利用支援事業）として成年後見制度の利用に要する経費を助成することとしているので、

積極的な活用をお願いする。

また、障害福祉サービス事業者等において、虐待が行われているという事例が従来より報告されているところであるが、このような事件を未然に防止するためにも、相談支援事業者や民生委員、利用者の支援を行ってきた就労移行支援事業者、就労継続支援事業者等の地域の福祉関係者において相談に乗っていただくとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備をお願いする。

#### (6) 相談支援従事者指導者養成研修について

国において、地域の相談支援体制の構築・推進等について中核的な役割を担う指導者の養成及び都道府県が実施する「相談支援従事者研修」の円滑な実施のため、次の日程で「相談支援従事者指導者養成研修」を実施することとしている。

相談支援従事者指導者養成研修修了者は、相談支援事業の要であるケアマネジメント手法に習熟し、地域の相談支援体制の構築に向けて、その中心的な役割を担うことが期待されていることから、都道府県においては、地域の相談支援従事者等の中から適任者の推薦をお願いする。

また、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」については、従来から、研修内容について、地域間で格差がある旨の指摘を受けているので、研修の企画に、相談支援従事者指導者養成研修修了者等に参画いただくとともに、昨年度の研修運営の反省事項等を踏まえ、適切な研修を実施されるようお願いする。

- 研修会：相談支援従事者指導者養成研修会
- 日 時：平成20年6月18日（水）～20日（金）
- 場 所：国立身体障害者リハビリテーションセンター学院  
埼玉県所沢市並木4丁目1番地

#### (7) サービス管理責任者研修会（指導者研修）について

国において、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の質の確保及び都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」の円滑な実施のため、次の日程で「サービス管理責任者研修会（指導者研修）」を実施することとしている。

サービス管理責任者研修会（指導者研修）修了者は、利用者の視点に立った個別支援計画や評価プロセスの策定など、障害福祉サービスの質の向上に向けて地域の中核的な役割を担うことが期待されていることから、都道府県においては、地域の障害福祉サービス事業者等の中から適任者の推

薦をお願いします。

また、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」については、研修内容について、地域間で格差がある旨の指摘を受けているので、研修の企画に、サービス管理責任者研修会（指導者研修）修了者等に参画いただくとともに、昨年度の研修運営の反省事項等を踏まえ、適切な研修を実施されるようお願いする。

さらに、サービス管理責任者の配置に当たり、実務経験者については、経過措置として、平成21年3月31日まで研修受講要件を緩和しているところです。このため、既にサービス管理責任者として配置されている者等で研修未受講者については、平成20年度中に都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」を受講していただく必要があることから、これらの者が計画的に研修を受講することができるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

○研修会：サービス管理責任者研修会（指導者研修）

○日 時：平成20年9月10日（水）～12日（金）

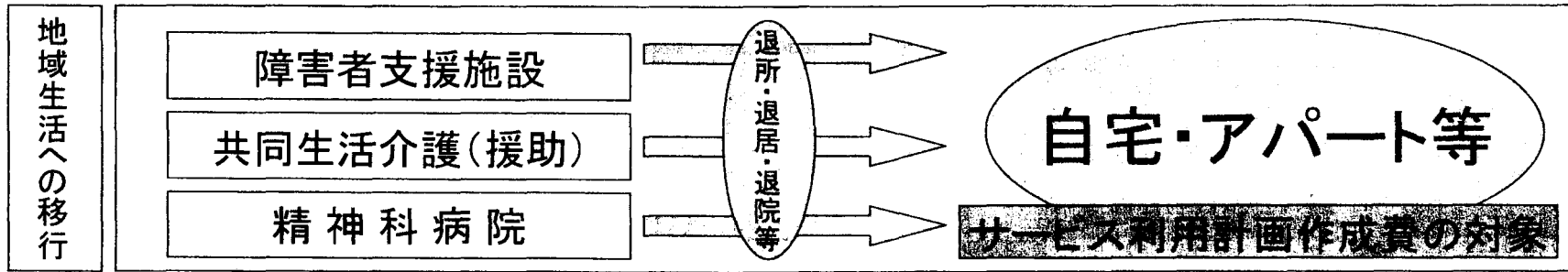
○場 所：国立身体障害者リハビリテーションセンター学院  
埼玉県所沢市並木4丁目1番地

サービス利用計画作成費の支給対象者となる支給決定障害者等の解釈の例示について

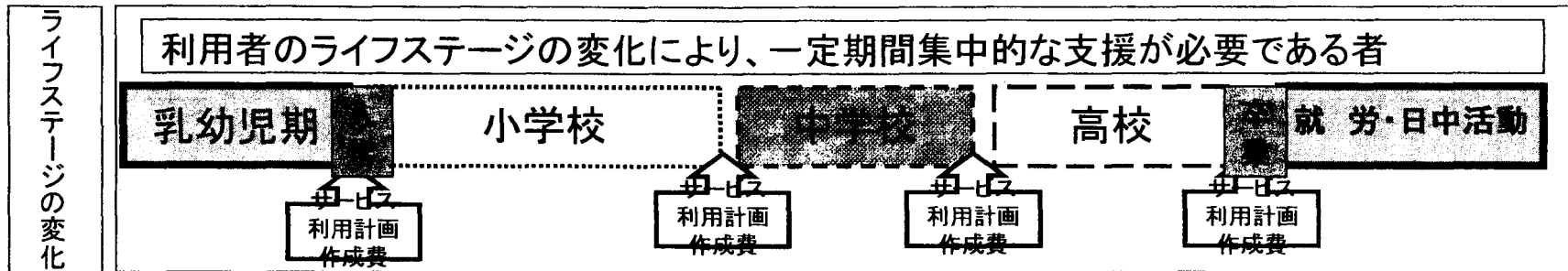
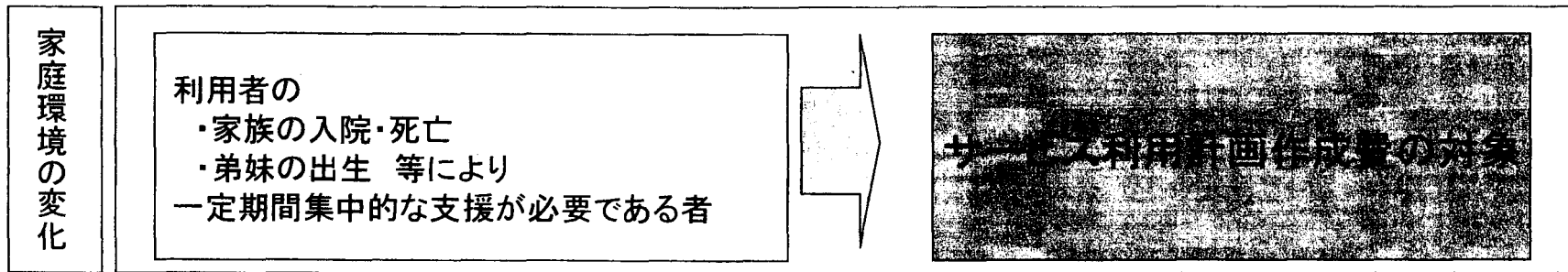
1. 規則第32条の2第1号

○ 「障害者支援施設からの退所等」とは、

(1) 住環境の変化



(2) 生活環境の変化



## 2. 規則第32条の2第2号

- 同居している家族の障害・疾病等とは、
- ① 家族が障害・疾病である場合
  - ② 家族が高齢(要介護状態等)である場合
  - ③ 家族による放置、無理解、無関心等の状態である場合  
等により、家族等による援助を受けることが困難な場合

## 4 訪問サービスについて

### 支給決定事務における留意事項

訪問サービスに係る支給決定事務については、平成19年4月13日付け事務連絡「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について再度御留意の上、対応していただきたい。

- ① 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- ② 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ③ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を定めていただきたい。

なお、介護保険法の規定による保険給付を受ける在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合についても同様である。

## 5 障害児の療育支援等について

### (1) 重症心身障害児（者）通園事業

重症心身障害児（者）通園事業については、予算カ所数を上回る要望があり、各自治体において積極的に取り組んでいただいていると認識しているが、1日の利用定員を定めているにもかかわらず、例えば、1日15人の利用を想定しているA型において長期間にわたって一ケタ台の利用に留まっている場合や1日5人の利用を想定しているB型において長期間にわたって1～2人の利用に留まっている場合が一部で生じているところである。

このような状況を踏まえ、平成20年度の事業採択においては、限られた予算を効果的に補助する観点から選択し、予算成立後速やかに内示できるよう作業を進めているところであるので、各自治体にあっては、地域のニーズを再度把握し、実施要綱に照らして適切な事業か否かを判断するとともに、今後の利用の伸びが望めない場合は、「生活介護」事業（多機能型）等も視野に入れ、事業の適切な運営について検討していただきたい。

### (2) 児童デイサービス事業

障害者自立支援法の施行にあたり、児童デイサービス事業は、障害児の早期発見・早期支援の観点から、就学前児童の個別支援を可能にする事業として創設したところであるが、就学前児童だけでなく就学した児童についても個別支援を行っている事業所があることを踏まえ、当分の間引き続き「児童デイサービス事業」として経過的に実施することを可能としたところである。

今般、経過的に実施されている児童デイサービス事業に関し、平成20年度における基金事業として、「経過措置児童デイサービス体制整備事業」を設け、支援の充実を図ることとしたところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、就学児童の放課後支援やレスパイトケアについては、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」において実施しているところであり、各自治体においては、各事業所の利用者状況等を踏まえ、適切な事業選択を促していただきたい。

### (3) NICU等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組

未熟児や低出生体重児に対して適切な医療を提供するため、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）及びNICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）の整備を進めているところである。NICU及びGCU（以下「NICU等」という。）には、一定程度の児童が長期間入院している状況にあるが、当該児童にとっては必ずしもNICU等での入院が適切でない場合やNICU等が満床のため、妊婦や新生児の搬送の受入れが困難である場合が一定程度存在することが、課題として指摘されている。

こうしたことから、先般、①NICU等に長期間入院している児童の状態等の把握、②NICU等、小児科病床、重症心身障害児施設等の福祉施設の病床の充足状

況等の現状の把握、③既存資源の活用、④不足する病床等の整備及び整備した病床等の活用を依頼する通知（平成19年12月26日医政発第1226006号、雇児発第1226004号、社援発第1226002号、保発第1226001号厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、保険局長連名通知）を发出したところであるので、障害福祉主管課においては、衛生（医療）主管部局、母子保健主管部局と十分な連携を図り適切に対応していただきたい。

#### （４）難聴幼児に対する療育支援

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーション能力や言語能力の発達が促進され、社会参加が容易になることから、聴覚障害の早期発見及び児童や家族に対する早期支援が重要である。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育を開始できるよう努めることとされており、難聴児に対する適切な療育体制の整備を促進する観点から、次の事項に留意の上、積極的な取組をお願いしたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、児童デイサービスなどの活用を図ること。

また、特別支援学校幼稚部（聾学校幼稚部）においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図ること。

ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導すること。



## 6 障害福祉関係施設の整備について

### (1) 平成20年度予算案について

社会福祉施設等施設整備費補助金において、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動に係る事業所等の整備に必要な予算額を計上したところである。

また、平成20年度から新たに、グループホーム及びケアホーム（以下「グループホーム等」という。）の整備に必要な予算額として、障害者就労訓練設備等整備費補助金と併せ30億円を計上したところであり、補助金別の整備区分等は以下のとおりである。

補助金名	整備区分	基準額 (事業費ベース)	負担割合
社会福祉施設等施設整備費	新設 改修(自己所有物件)	2,000万円 600万円	国 1/2・都道府県(政令・中核市含む) 1/4・法人 1/4
障害者就労訓練設備等整備事業費	改修(賃貸物件)	600万円	国 1/2・都道府県(政令・中核市含む) 1/4・法人 1/4

### (2) 平成20年度整備方針について

平成20年度の障害者関連施設に関する補助協議の基本方針については、「平成20年度社会福祉施設等施設整備費(障害保健福祉部分)の国庫補助に係る協議について」(平成20年2月14日付障障発第0214001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)においてお示したところであるが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、新規事業については、原則として単年度事業であるものに限定し、真に必要な整備について協議を受けることとしているので、障害福祉計画を踏まえた整備内容になっているか等、十分に各都道府県市において精査した上で協議していただくようお願いしたい。

## 7 障害福祉サービス事業者への指導監査の徹底等について

### (1) 障害福祉サービス事業者への指導監査の徹底等について

障害者自立支援法の施行に伴い、特定非営利活動法人等の新規参入等により障害福祉サービス事業者の数が増加しているところであるが、会計検査院からの指摘や各都道府県における指定取消などに見られるように、依然として不正受給等が発生していることは誠に遺憾である。

については、以下のような事項には特に留意の上、管内の障害福祉サービス事業者に対し指導監督に万全を期していただきたい。

#### ① 適正な受給の確保について

各都道府県におかれては、障害者自立支援法の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められていることから、障害福祉サービス事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分に審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録票が作成されるようなことが無いよう障害福祉サービス事業者を指導いただくとともに、支給決定者に対しても制度の周知を図られるようお願いする。

#### ② 不正・不明瞭な経理処理の防止について

障害福祉関係施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることとしているところである。不正・不明瞭な経理処理は不正受給の温床となるとともに、公益性を有する障害福祉関係施設においては、特に適正な経理処理が求められることから、都道府県等においては、この点を十分に踏まえて、指導監査の徹底に努めていただきたい。

#### ③ 「身体障害者保護費負担金」の適正な執行について

身体障害者更生施設等におけるサービスの提供に要する費用については、平成18年9月までは、「身体障害者保護費負担金」として交付していたが、障害者自立支援法の完全施行に伴い、平成18年10月以降は「障害者自立支援給付費負担金」として交付しているところである。

このような中、平成15年度から平成17年度までの支援費制度における「身体障害者保護費負担金」の執行に関し、一部の身体障害者更生

施設について、常勤医師加算の取扱いに関して国庫負担金の返還を要する不適切な事務処理が行われ、平成18年度決算検査報告において、「不当事項」として指摘されたことは誠に遺憾である。

については、各都道府県等におかれては、施設に対する指導監査等の一層の強化を図るなど、引き続き当該負担金の適切な執行に努めていただきたい。

## (2) 障害福祉関係施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管内社会福祉法人・障害福祉関係施設等に対する指導監督に万全を期していただきたい。

### ① 人権侵害等の防止等について

障害福祉関係施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事例が従来より報告されているところであるが、障害者の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までもが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等におかれては、このような事件を未然に防止するための対応及び発生した場合の対応にあたっては、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考に適切に対応していただきたい。特に、虐待の行われた施設に対しては、指定の取消し、事業停止等の適切な対応を図っていただきたい。

### ② 苦情解決の取組について

障害福祉関係施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害福祉関係施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられる

ことはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、より一層の指導徹底を図っていただきたい。

③ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、平成15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」及び「施設種別の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。

障害福祉関係施設・事業所においても、そのサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事の防止を図る観点から積極的に第三者評価を活用することが重要である。都道府県におかれては、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制の整備促進を図るとともに、管内施設・事業所に対して、第三者評価の実施を促すよう指導をお願いしたい。

### (3) 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の適正な執行について

精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の執行に関し、これまでも会計検査院が実施した実地検査において、一部の精神障害者社会復帰施設について返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告を受けてきたことを受けて、適正な執行に努めるようお願いしてきたところであるが、引き続き適正な執行をお願いしたい。

また、平成20年度の本補助金の単価案は別添のとおりであるが、平成20年度に係る本補助金の執行見込み及び平成20年度以降における新体系への移行見込みについて、近日中に作成依頼を発出することとしているので、御了知いただきたい。(あわせて、本補助金を受けていた施設の平成19年度中における新体系への移行実績についても把握させていただくこととしているので、御協力をお願いします。)

[平成18年度決算検査報告における指摘事例]

- ① 備品購入費に、施設の運営に要する費用ではない授産事業で使用するオーブン、調理器具等の購入費を含めていた
- ② 需用費及び備品購入費に、他の国庫補助事業である施設整備事業等の補助対象としていたベッド、机、冷蔵庫、調度品等の購入費を計上していた
- ③ 備品購入費に、補助対象年度の翌年度に購入した車両の購入費を含めていた
- ④ 各所修繕費に、当該施設を現状に回復するための費用には該当しない下水道整備工事、喫煙室新築工事等の施設整備費を含めていた
- ⑤ 需用費に、入所者個人の生活に必要な光熱水費、授産事業に係る光熱水費等を含めていた

等

## 平成20年度級地別単価表(案)

(単位:円)

	精神障害者生活訓練施設				精神障害者通所授産施設		精神障害者 通所授産施設 の相互利用運営事業 入所授産施設	精神障害者福祉工場			生活訓練施設、通所授産施設、 入所授産施設の増員		
	(適応施設型)		(デイ・ケア施設併設型)		精神障害者 通所授産施設	通所授産施設		定員20~29人 の施設	定員30~39人 の施設	定員50人 以上の施設	指導員	事務員	
	事務費	事業費	事務費	事業費									
特別区	—	—	102,250	40,380	2,819,750	1,923,900	96,180	3,331,650	2,252,600	2,966,610	3,969,170	450,260	363,580
特甲地	—	—	100,760	40,380	2,782,780	1,894,920	94,740	3,287,780	2,222,430	2,922,510	3,906,630	443,270	357,210
支給割合改定地域	—	—	100,020	40,380	2,764,330	1,880,430	94,020	3,265,860	2,207,320	2,900,500	3,875,200	439,770	354,030
甲地	—	—	97,780	40,380	2,708,600	1,836,900	91,830	3,200,150	2,162,110	2,834,160	3,781,310	429,280	344,480
支給区分改定地域	—	—	97,030	40,380	2,690,000	1,822,480	91,120	3,178,220	2,147,070	2,812,150	3,749,960	425,790	341,300
乙地	—	—	95,540	40,380	2,653,110	1,793,430	89,670	3,134,280	2,116,910	2,767,970	3,687,330	418,790	334,940
指定解除地域	—	—	94,800	40,380	2,634,420	1,778,870	88,930	3,112,430	2,101,780	2,746,050	3,656,070	415,300	331,750
丙地	155,160	49,860	93,300	40,380	2,597,450	1,749,970	87,490	3,068,500	2,071,620	2,701,710	3,593,280	408,310	325,390

(注) 級地区分は、次によること。※平成17年度の人事院規則改正前の級地区分を適用する。

- 特別区は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。
- 特甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び人事院規則9-49-16(人事院規則9-49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則)附則別表(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び逗子市とする。
- 支給割合改定地域は、人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域及び大阪府忠岡町とする。
- 甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び附則別表の支給区分が甲地(1、2及び3の地域区分を除く。)に属する地域とする。
- 支給区分改定地域は、人事院規則9-49-16附則第5項により、地域区分が甲地から乙地に変更となった地域とする。
- 乙地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び附則別表の支給区分が乙地に属する地域及び藤市、嶋ヶ谷市、新座市、ふじみの市、富士見市、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、広島県府中町とする。
- 指定解除地域は、人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域及び伊勢原市、川西市とする。
- 丙地は、特別区、特甲地、支給割合改定地域、甲地、支給区分改定地域、乙地及び指定解除地域以外の地域をいう。

別紙2

【寒冷地加算】

区 分	新寒冷地に所在する施設				旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）				
	1級地	2級地	3級地	4級地	北海道以外に所在する施設				
					旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
生活訓練施設									
デイ・ケア施設併設型	586,720	511,480	488,680	387,600	713,640	535,800	373,160	255,360	150,480
一般型	366,700	319,670	305,420	242,250	446,020	334,870	233,220	159,600	94,050
通所授産施設	293,360	255,740	244,340	193,800	356,820	267,900	186,580	127,680	75,240
入所授産施設	440,040	383,610	366,510	290,700	535,230	401,850	279,870	191,520	112,860
福祉工場									
20～29人	293,360	255,740	244,340	193,800	356,820	267,900	186,580	127,680	75,240
30～39人	440,040	383,610	366,510	290,700	535,230	401,850	279,870	191,520	112,860
50人以上	660,060	575,410	549,760	436,050	802,840	602,770	419,800	287,280	169,290

- (注1) 級地区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び寒冷地手当支給規則に定める地域とする。
- (注2) 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）により改正）第一条第一号及び第二号に定める地域とする。
- (注3) 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域とする。

【その他の施設単価】

施設種別	基準単価
福祉ホームB型	1,455,710円/月
小規模通所授産施設	10,000,000円/年

【事務用冬季採暖費加算】

区 分	北海道に所在する施設
生活訓練施設 デイ・ケア施設併設型	69,820
一般型	39,900

【民間給与改善費加算】

平均勤続年数※	加算率
14年以上	8%
12年以上14年未満	7%
10年以上12年未満	6%
8年以上10年未満	5%
6年以上8年未満	4%
4年以上6年未満	3%
2年以上4年未満	2%
2年未満	1%

※補助対象職員の平均勤続年数

【除雪費加算】（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に所在する地方公共団体以外が経営する施設）

区 分	
生活訓練施設	
一般型	111,520
通所授産施設	111,520
入所授産施設	167,280
福祉工場	
20～29人	161,700
30～39人	217,460
50人以上	278,800

平成20年度における福祉工場・小規模通所授産施設の補助単価(案)

【身体障害者福祉工場】

1施設当たり年額

(単位:千円)

	定員	単価
居住部門有り	20人	27,201
	21人～30人	28,794
	31人～40人	35,921
	41人～49人	43,254
	50人	43,864
	51人～60人	44,412
	61人～70人	49,525
	71人～80人	49,594
	81人～90人	49,663
	91人～100人	54,660
居住部門無し	20人	22,936
	21人～30人	23,007
	31人～40人	26,420

【知的障害者福祉工場】

1施設当たり月額

(単位:円)

定員	単価
20人～29人	1,976,800
30人～39人	2,604,600
40人～49人	3,515,400
50人～	3,734,400

【小規模通所授産施設(身体・知的・精神)】

1施設当たり年額

10,000千円



## 8 障害福祉サービス等経営実態調査の実施について

障害者自立支援法が施行され2年が経過するところであるが、制度の施行状況を把握し、今後の報酬改定等の基礎資料とするため、障害福祉サービス事業所等を対象とした経営実態調査を行うこととしている。

本調査は、民間のシンクタンクに委託し、3月中に、抽出した全国の事業所及び施設に対して調査票を配布するとともに、平成20年度に回収・集計を行う予定である。

なお、「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」の報告書において、「障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成21年4月に障害福祉サービス費用の額の改定を実施」することとされており、そのため、「公平・公正な経営実態調査に早急に着手するなど手続きを進める」とされているところでもあるので、管下事業者・施設に対して御配慮をお願いしたい。